
令和8年 第2回(定例)南部町議会会議録(第4日)

令和8年3月5日(木曜日)

議事日程(第4号)

令和8年3月5日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

出席議員(14名)

1番 秋田 佐紀子君	2番 井原 啓明君
3番 埴田 光雄君	4番 加藤 学君
5番 荊尾 芳之君	6番 滝山 克己君
7番 米澤 睦雄君	8番 長束 博信君
9番 白川 立真君	10番 三鴨 義文君
11番 仲田 司朗君	12番 板井 隆君
13番 真壁 容子君	14番 景山 浩君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 田子 勝利君 書記 船原 美香君

書記 荊尾雅之君
書記 岩佐翔朗君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	宮永二郎君
教育長	二宮伸司君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	田村誠君	総務課課長補佐	石谷麻衣子君
未来を創る課長	松原誠君	デジタル推進課長	橋田和美君
防災監	田中光弘君	税務課長	三輪祐子君
町民生活課長	渡邊悦朗君	子育て支援課長	芝田卓巳君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	河上英仁君
人権・社会教育課長	畑岡宏隆君	病院事務部長	吾郷あきこ君
福祉政策課長	加納諭史君	福祉事務所長	前田かおり君
建設課長	岩田政幸君	産業課長	亀尾憲司君

午前9時00分開議

○議長（景山 浩君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

13番、真壁容子君、1番、秋田佐紀子君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第3、昨日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、4番、加藤学君の質問を許します。

加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。まず、1問目、水道事業について。

円山地区に続き、東西町地域で老朽管路更新の布設替え工事が行われているが、令和7年12月定例会の一般質問において、集落内ではなく、集落間を結ぶ主要管路の更新や管路以外の施設等においても更新が必要との説明がなされた。管路や施設等、今後の建設改良事業について問います。

1番目、主要管路の布設替えと現在東西町で行っている布設替えの違いについて問います。

2つ目、更新が必要な主要管路や施設について問います。これは資料で提出をお願いいたします。

3番目、主要管路の布設替えや施設等の更新計画の策定時期を問います。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。それでは、2日目よろしく願いいたします。

加藤議員から水道事業について御質問を頂戴しておりますので、3点について、御質問にお答えしてまいります。

初めに、主要管路の布設替えと現在東西町で行っている布設替えの違いについて、お答えをしていきます。

まず、主要管路は各地区へ大量の水を送る基幹的な送水管であり、水道全体の骨格をなす重要な路線です。一方、東西町で実施している布設替えは、これら主要管路から分岐し、各家庭へ給水する給水管等を対象とするものであります。

改めて、水道の体系について御説明をいたします。水道は、水源から取水した水を上水処理し、送水管で配水池へ送り、そこから配水管を通じて各家庭へ配水し、さらに給水管によって各家庭や事業所の蛇口まで届ける仕組みでございます。このうち送水管及び配水管は、水道の骨格をなす主要管路として町が維持管理を行っており、給水管については、水道メーターまでは町が管理し、メーター以降は使用者の管理となっております。

規模の面においても、主要管路は口径が大きく、更新に当たっては、広域的な断水調整や、施工方法の慎重な検討を要する基幹的な事業であるのに対し、現在の布設替えは、比較的口径小口径管の更新であります。

なお、東西町の給水管につきましては、一部に特殊な事情があります。当該区域の給水管の一部は、当時の民間造成により布設された管路を後年、町が管理を引き継いだものであります。そのため、現在も道路下ではなく民有地の地下に埋設されている区間が存在しております。こうした状況は、維持管理上の課題となっております。加えて老朽化に伴う破損による漏水や断水も頻発していたことから、住民生活への影響を踏まえ、まずは枝管等の更新を優先的に実施しているところであります。今回の布設替え工事においては、道路下への移設を図る設計とし、将来的な維持管理の適正化と、安定供給の確保につながる内容で施工しているところであります。

次に、更新が必要な主要管路や施設等を問うについて、お答えをします。

主要管路とは、水源から配水池へ水を送る送水管や、配水池から各地区へ配水する基幹的な配水管を指すものであり、水道事業の根幹をなす重要な施設であります。また、施設といたしましては、各水源における取水ポンプや、これらの運転を制御する電気制御設備などが該当いたします。現在、本町におきましては、老朽化が進んでいる基幹管路や耐用年数を経過した設備を中心に優先度を見極めながら計画的な更新を進めているところであります。具体的な路線や、施設の状況につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

最後に、主要管路の布設替えや施設等の更新計画の策定期間を問うについて、お答えします。

令和2年に策定した南部町水道ビジョンにおいて、先ほど申し上げましたとおり、更新が必要な管路区間や施設箇所を整理しており、概算で約12億円という事業費が必要と見込んでおります。

一方で、現在の水道料金収入の規模では、更新費用に充てることのできる財源は年間約5,000万円程度にとどまっております。このため、現状の財政構造のままでは、更新事業は長期にわたらざるを得ず、実効性のある更新計画を策定することが難しい状況にあります。今後は財源の在り方を含めた経営基盤の見直しを進めるとともに、水道料金の改定も念頭に置きながら、持続可能な事業運営が可能となる体制整備を図ってまいりたいと考えております。その上で優先順位を明確にした具体的な更新計画を整理し、施設の老朽化に適切に対応しながら、将来にわたり安定的な水道供給を維持してまいります。

以上、壇上からの答弁とします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。私のほうからは資料提供のほうの説明をさせていただきたいと思います。Side Booksのほうでゼロファイルの、一般質問の中の資料1でお願いいたします。

御準備はできましたでしょうか。ありがとうございます。

そうしますと、更新が必要な主要管路と施設というところで資料を準備させていただいております。一番上のほうに、更新対象の主要管路の一覧をまず掲載しております。一番左から管路区間や管種、延長、布設年度、経過年数というふうにまとめておりますが、滝山水源から田住の配水池までにおける送水管、塩ビ管で今150ミリの径の管が1,263メートルありまして、それが昭和52年に工事がされておまして、経過が48年経過しているという状況を一覧表にしております。耐用年数が大体40年というふうになっておまして、そこから考えますと、耐用年数のほうを既に経過しておまして工事が必要な主要管路の一つというふうに御覧ください。

そして、田住配水池から西原地区に送る配水管、ここからは配水管になります。これが一番口径が大きくて200ミリの口径のものが781メートルあるというような表現でございます。その後、そのほか田住や天萬地域、高姫地域、東西町や福成地区、法勝寺や絹屋の区間、6区間につきましても大体このような数値となっております。全体の延長が2万1,761メートルと21キロを更新をかけていく時期に来ているというふうなところでございます。真ん中の2番の表ですけれども、近年5か年の漏水の発生状況を表したものです。東西町から城山、いずみ、田住、能竹というふうに書いておりますが、上段にあります東西町地区は、過去5年の間に21件の漏水箇所がございまして工事をその都度実施してまいりました。その辺りもありまして、今回布設替えの中でも東西町を現在取りかかっているという状況でございます。

円山地区につきましては、やっぱり管路更新後はもう漏水が治まっておりますので、この表からはもう落ちているというような状況でございます。

一番下の対象施設、施設に関してが③番になります。滝山の浄水場、法勝寺第2水源、法勝寺第3水源、これはもう設置が昭和52年から昭和60年の間で、経過が48年から40年となっております。機械の耐用年数はおおむね20年とされておりますので、こちらについてもかなりの時間が経過している、取水ポンプや制御盤などの更新に取りかかりたいと思っております。

資料につきましては、以上でございます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君の再質問を許します。

加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） まず、現在東西町で行っている布設替えの件と、それから円山で終わった布設替えの件ですけれども、円山で行ったやつと現在東西町で行っているっていうのは、どう違うんでしょうか。何か特殊な事情、今、陶山町長のお話だと、特殊な事情があるっていうふうな言われ方がされたんですけれども。

あと、12月議会でも一部これ最後ちょこっと質問しましたけれども、東西町のほうで今回布設替えが行われて、いろいろ苦情が来ているっていうのを住民の声をきく会で伺ったときに初めてこちらの議員のほうで知りました。ただ、この問題については随分以前からあったみたいで、地元の地域振興協議会のほうの方は知ってました。今回、議会のほうでは、住民の声をきく会で行って初めて知ったんですけれども、この問題に関しては以前からあったんでしょうか。

ひとまず、この2点お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。違いについては、後ほど課長のほうから説明させます。

私は特にこれまで、両方とも同じことがあったかもしれませんが、いわゆる古い住宅開発のために水道管が民地の中に入っている。水道メーターから内側が先ほど言ったような給水管なわけですから、配水管的機能のものが民地の中に入っているというような、分岐して両方のお宅の中に1つ1本ずつ入っていくのが普通なんですけれども、それが一緒になって入っているというようなことが、私が知っているぐらいですから、かなり前からこれは課題になっていました。しかし、新しい家はそんな水道管が壊れたりなんかしないわけですから大きな問題は出なかったんですけれども、近年、住宅を売買したり、それから水道管の劣化によって水道管が壊れたりしたときに、自分の民地、自分の所有地でないところの水道管を修理しなければならないというような現実問題がここにきて起こってきました、開発から50年たってです。それは行政の瑕疵ではないとかそういうことも言っておられない状況になってきて、実際どうするのかといった問題はかなり前からあったと思います。そのことの解決を今回はしてるのが主目的だろうと思っています。次の時代に、新たな所有権が移った人に、次は、買った人が悪いんだといった売買の内容があるかもしれませんが、次の所有者にその過失、それから契約の内容は問えませんので、今この時期にやっているといたことが私の知っている東西町の給水施設の問題だろうと考えています。

2点の違い、2つの団地の違いについては担当課長から説明させます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。2つの団地の布設替えの違いというところでございますが、いずれも給水支管、枝管の布設替えでございますので、事業としては違うものはございません。

円山の工事に関しましては、この布設替えのときには併せて町道改良等もあるような区間も効率的に工事ができますので、そういったところも優先的に工事を進めるというふうな整理をして

おりまして、円山地内では、道路側溝の改修工事があったのに併せまして、給水管の工事も実施いたしましたので、円山のほうを先にさせていただいたところです。

漏水の状況にいたしましても、円山地区も、実は東西町地区も同じぐらいの造成の頃の団地になりますので、やっぱり耐用年数であったり、漏水の量というのは同じ状況であったというところから、円山を先に実施し、今現在東西町にかからせていただいているところでございます。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時18分休憩

.....

午前9時19分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。いつから行政が知り得たかということは、私どもでも分かりません。造成が始まってから約60年近くたっていて、この問題を水道事業を公的に知ったのがいつなのかということは、ここで私の記憶の中、書類等を捜してみても、水道課のほうから分かるような資料があれば御提出したいですけども、この議論がどこで始まったのかも私も議会との関係で60年からの年数かかっていますので、いつ、どこで、どういう議論をしたのかは知りません。私が行政に携わっていたどこからは、そのような話は聞いてます。現場の中でも聞いたことがあると思いますし、そのような事実があるということは知っておりますので、現実的にどこなのかは、ここで申し上げるような明確なものは答弁できません。

あと、もう一つは、水道管の縦の銀色の配水管ですか。

じゃあ、以上、答弁とします。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今回、東西町で苦情を聞いた分は、あくまでも東西町のほうで布設替えが終わって、それから苦情が出たみたいなんです、私たちの受け止め方は。特に管が外に出る、あれをやったためにそれで出たみたいなんです。住民の声をきく会に行って聞いた話は、水がまずなくなったとかってというような話も聞いてたんです。とにかく私たちが知り得た話、水がまずなくなったとか、夏場暑くなって困るとかっていう話は、住民の声をきく会に行って聞いたんです。この件に関して町のほうはいつから知ったんですかっていう話です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時22分休憩

.....

午前9時23分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。工法的な問題で、民地の中を走っていったやつを、今度新たに道路側から持って上がれば、そういうことは起きるってことは私も理解しています。具体的に暑くなっただってという話は、振興協議会からの中での話は私も聞いたことがあります。公式に個人の方から苦情としていただいたことはありませんけども、振興協議会からはお聞きしたことがあると記憶の中にございます。

しかし、方法として、ではどんなことが考えられるのかといえ、今宅地を構成している石垣を壊して、その中に管路をもう一回入れて石垣を積み直すといったことが考えられますけど、これは非常に難しいではないかなと、技術的にはよく分かりませんが、そのように考えています。

建設課長のほうに、時期等について答弁をさせます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。東西町の給水管を道路下から地表に出して家のほうに上げるという工事をした後に、一軒の御家庭から、夏場は高温になるというお話は工事完了後にありました。そのため、対応策として、排泥のバルブと呼んでるんですけども、表面に出ている管の途中に放水のメーターまでに、放水のバルブをつけまして、そこから暑くなっただお水を抜いて、通常温度のお水を送れるような設備を設置するというところで対応を図っているところでございます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今言われた対応は、現在進行形でいつ終わるとかっていうそういうめどはあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 担当課長から答弁させます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 現在、工事の段取りをかけたところで、今後実施、速やかに実施したいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 次ですけれども、更新が必要な主要管路や施設を問う、それから2番目で、この時期を問うっていう、2番と3番の質問ですけれども、今日、資料頂きました。全部もうほとんどが耐用年数を過ぎてて、全部更新しないといけない時期にほとんどなってます。全国ニュースで水道管がはじけてっていうニュースが時々流れますけれども、この今の状態だったらそういったことが起こるような可能性もあるんですけれども、更新時期の計画っていうのは立てようがないんでしょうか、現状では。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今回の計画は、令和2年、計画を策定したものですので、水道料金を値上げを合併後初めてお願いをいたしました。そのときの計画地の今、半分のところまで来てるところです。新たな水道料金を統一して、元の水準までやっとなってきたところなんです。ですから、本来この改修であったり、その経費を計画地の中に持ってこようと思うと、もう一段値上げをしなければ、この修繕費というのがなかなかたけない。今その相差として、暫定的に年間5,000万円の修繕費で細々と修繕を続けてるといったことです。改めて計画等をしっかりと見極めながら、今後公共料金の審議会等も含めながら、値上げという前提ばかりではなくて、公共料金審議会を通じて、南部町の水道事業や下水道事業がどういう状況にあるのか、これを議会を含めて、また、住民の皆さんの有識者の皆さんにも御意見をいただきたいと考えておるところです。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 計画を立てるじゃなくて、ならば、いつから更新されるんでしょうか。それは言えないんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。既に5,000万円の範囲で更新事業を続けているけれども、この状況であれば基幹のこの管路であったり、この水道の耐用年数は40年、50年と非常に長いわけです。ですから、今投資したものは50年間もつわけで、逆に言えば、今私たちが恩恵を受けているのは40年から50年前に一生懸命働いて税を納められた、水道料金を納められた人たちの御努力によって今水道もらってる。ですから、将来のために私たちがその水道の更新というものに対して料金負担をどう考えるのか、こういうところをしていかなくちゃいけないと思ってます。今の料金でしてないわけではないわけです。今でも更新作業をしてるわけです。

○議長（景山 浩君） 4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 資料の中で、2万1,761メートルっていう数字が、主要幹線の

部分がありますけれども、これのうち、何メートル今終わってるんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 主要幹線のところに入るまでの、その前段のこれまでの長い歴史の中で団地を生成し、その中でいろいろな課題があったこと、漏水が一番多かったところを今解決する整備をやってるところです。この後、本管整備に入っていく中で、その不足額をどうするのか、これには現場のほうも非常に困っていますので、この実情をしっかりと議会、それから公共料金審議会等も含めながら議論していく必要があるだろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） この2万1,000のうち、何メートル終わってるんですかっていう質問です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。多分そこにはまだ入ってないと思っています。その前の、先ほども言ったように、前段のこれまでの積み残しの団地開発の中で残っている問題をまず早急に解決しつつ、その後、本管の部分に入っていくと。漏水調査等も含めながら、非常に厳しい環境のところから手当てをしていくという対策をしているところです。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 主要幹線のほうは、手がついてないということによろしいですね。

それと、あと、12月議会で主要幹線の布設替えをする場合、使える補助金がありますかっていうことを聞いたときに、あるっていうふうに言われました。ただし、現在水道事業が赤字、累積赤字があるのでこれ現状で使えないっていうことだったんですけれども、現状、累積赤字が幾らあるのかっていうのと、それから、もし累積赤字をチャラにした場合、使える補助金っていうのはどういったものがあるのか、その2つをお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。どの部分の累積赤字を指しておられるか分かりませんが、担当課長のほうから説明させます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。まず、本管の主要管のほうの補助金につきましては、もちろん国の補助金にはなるのですが、水道統合地震対策事業というのが最近の管路の更新の中では主に使われておる補助金でございます、このほうが4分の1の補助がございます、こちらを使って、主要管につきましては実施したいという考えでございます。それと、補助金の

中で財政状況によって使えないものがあるというところの話は、主要管路だけの工事と併せて今回の東西町のような枝管の工事が混在する等がありますと、そこでまず補助金の種類が分かれます。その中で、枝管というか小さめの管を更新するほうの補助金につきまして条件がございまして、そのところで経営状況であるとかを見られまして、補助金が見える使えないというところがございます。

累積赤字の金額につきましては、委員会の場で準備させてもらっています3条、4条の資料のほうで改めて報告させていただけたらというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今、私が聞きたいのは、累積赤字があるんで補助金使えないですよってというのが12月議会の話だったんですけども、現状でも使える補助金っていうのはあるわけですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。先ほど課長が申し上げましたように、耐震補強等を含めた地震対策だとか災害対策の分についてはあると。その他についても何らかの方策はあるということですけども、現実的に公営企業会計ですので、補助金にはなかなか頼り切れない、新たな施設ではいいですけど、機能更新であれば何らかの耐震性を発揮しなければならないだとかそういうことだろうと思ってます。詳細については担当課長から申し上げます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。先ほど町長の答弁にもありましたように、本管につきましては、国の補助金のほう4分の1を使って実施していきたいと思えます。

2種類の補助金がありまして、もう一つのほうも使うことができれば非常に財源としては有利にはなるんですけども、条件によっては使えないところがございますので、その辺りは一番効率のいいといいますか、補助率のいいものを使って整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 私が今回この件で言いたかったのは、累積赤字があるから補助金が見えないよってという12月議会の話だったんですけども、一般会計から累積赤字分を入れた場合、それでチャラにした場合、補助金が見えるようになるのかならないのか、あと、見え見えの黒字っていうか、累積赤字をチャラにして、なおかつするような形になるわけですけども、それで補助金が見えるかどうか、この2点を聞きたかったんです。もし今、累積赤字が何ぼある

かってというのが話がちょっとできなかつたわけですけども、もしそれが可能であれば試算は可能なんでしょうか。その2点お願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。累積した欠損金っていうのが約1億1,000万です。ただし、単年度収支は黒字でございますので、その収支は常に、今回の議会でも言ったと思いますけれども、海面すれすれのところを飛んでいます。約1,000万前後のところを黒字を維持してきています。決して赤字ではない。ただ、その収支をもってしても本管の、先ほど申しました、これから先々40年50年の水道供給に安定供給をするための本管を維持していくことは非常に難しいということでございます。したがって、その将来ビジョンに向かって今計画を組んでますけれども、この計画から約5年たっておりますので、5年以上たっておりますので、この進捗も含めて十分な協議をし、進むような方策を練っていきたいと思っています。それから、ここに公金を赤字補填で入れるという考えは、これが可能であっても、行政の今私が預かっている立場では行うことはできないと考えています。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今回資料を頂いて、全部が全部40年の耐用年数を過ぎてるっていうのを多分今回私も初めて知ったんですけども、実態を。とにかくこれいろいろありますけれども、お金がないっていうのが一番の問題かなとは思いますが、とにかく早急にどういったふうなことをするのかっていうその計画は立てていただきたいと思います。

2番目です。地震による水道断水の対策等について。今回の地震で、滝山水源の水が濁り、会見地区の一部で断水となった。これは鳥取県西部地震のときも起こっており、今回以上の期間で断水したと聞いた。断水で給水を取りに行く苦勞、ポリタンクが売り切れだった等々の苦勞を聞いており、今後の対策について問う。水道水源等と給水区域の関係を問う。これは資料提出をいただいております。滝山水源が濁った場合の改善策について、説明を求める。

3番目。水の飲料水やポリタンク等の備蓄状況及び計画を問う。

4番目。水道水が濁ったことで営業を休止した飲食店等への休業補償が必要ではないか。

5番目。断水した期間の家庭の水道基本料金について、減免を求める。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 加藤議員の、次の御質問です。地震による水道断水の対策等について、お答えをしております。5点の質問を頂戴いたしました。

初めに、水道水源等と給水区域の関係についてお答えをいたします。資料提出を求められまし

たので、資料と併せて説明をさせていただきます。

地震の影響により、会見地区のうち池野、鶴田、上野地区を除くほぼ全域に影響が及びました。滝山水源で取水した水は、田住配水池へ送水し、当該配水池から各地区へ配水をしております。一方で、池野・鶴田地区及び上野地区につきましては、別の水源から取水し給水している系統であることから、今回の滝山水源の濁りの影響は受けておりません。

2点目の滝山水源が濁った場合の改善策について、お答えをいたします。

昨日の三鴨議員の御質問とも関連いたしますが、本件につきましては、臨時議会で水道水系改善に係る調査委託予算を可決いただき、現在現行施設の課題整理や具体的な改善方策、将来的な水系再編も含めた整備方針について技術的検討を進めております。本年度中に施設整備の方向性を整理する予定でございます。現在、基礎的な整理、検討に着手した段階であり、今後、課題の整理を進めながら必要な対応の方向性について慎重に検討してまいり所存です。

3点目に、町の飲料水やポリタンク等の備蓄状況及び計画について、お答えをいたします。

町の飲料水やポリタンク等の備蓄状況ですが、本地震で住民の皆様へ配付した以降の備蓄数は、飲料水2リットル、ペットボトル約1,100箱でございます。また、ポリタンク及び給水袋合わせて150個となっております。飲料水につきましては、給水支援活動終了後も、県が示す連携備蓄基準を上回る数量を確保しており、イベントや説明会等の機会を活用し、ローリングストック方式により計画的な更新管理を行ってまいります。また、給水袋等については、今回の対応で約半数を使用していることから、県の連携備蓄基準まで回復させるよう、計画的に補充を進めてまいります。

次に、水道水が濁ったことで営業を休止した飲食店等への休業補償及び断水期間中の水道基本料金の減免について併せてお答えをいたします。

一般に、地震、台風、予見できない大事故など、正当な理由がある断水は、水道法第15条2項の、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合に該当し、賠償対象外となります。今回水源の濁り及び断水は、地震という自然災害に起因するものであり、営業補償並びに料金減免はできないと考えております。影響を受けられた事業者の皆様や、町民の皆様には大変御負担をおかけしましたが、何とぞ御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（景山 浩君） この質問に対する加藤学君の再質問を許します。

加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 加藤です。今、現在あるのが2リットル掛け1,100箱。それか

ら袋が150個ということだったんですけれども、県のほう、これから増やしていくっていうことだったんですけれども、県の基準っていうのはこれに、県の基準っていうのはあと幾ら増やすことになるんでしょうか。

それと、150個袋があるっていうことだったんですけれども、これは何リットルの袋になるんでしょうか。2点お願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 防災監から答弁をさせます。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。まず、給水袋とポリタンクの関係ですけれども、こちらのポリタンクのほうは10キロ入りのポリタンクでございます。また、仕様といたしまして給水袋というのは4リットル程度が入る給水袋がございます。これらを合わせての数です。まず、このポリタンクですけれども、実際の数が150となっております、こちらを256まで上げるといことで、約100程度新たに数を増やしまして、今までどおりの体制に移行したいと考えています。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今のお話だと、4リットルの袋に関しては県の基準はないということになるんでしょうか。

それと、10リットルのポリ缶が現在150あるんで、あと100増やせば県の基準に達するということなんんでしょうか。

それで、もう一回。4リットルの袋に関しては県の基準はないということなんんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 防災監が答弁を行います。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。ポリタンクの容器については、先ほど申しましたとおり約100、数を戻せば備蓄、連携備蓄に基づいた数量になります。また、給水パックの袋については、県のほうからの連携備蓄の数量が示されておきませんので、こちらについては必要数を今後確保していこうと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4リットルの袋に関しては、これは県のほうの何ぼ置いとかんといかんという基準はないということではないんでしょうか。

それと、水のほうですけれど、2リットル掛け1,100箱で、現状、県のほうの基準は満たしてるとのことだったんですけれども、これはどの、県の基準ってそもそも何リットルぐらい持っとかんといかんということなんでしょうか。

この2点、お願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 防災監が答弁をいたします。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。まず、1点目の、4リットルの給水パック、袋ですけれども、こちらのほうは県の基準のほうはございません。

次に、2点目の、ペットボトルの備蓄量ですけれども、県のほうから示されています備蓄の量は150箱、箱です。ですので、現在1,100箱ございますので備蓄量としてはかなり多くなっています。その備蓄量を少しでも住民の皆さんに還元できるように、イベントや説明会等で皆さんに出していこうと考えているところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 2リットル掛け1,100箱っていうのが最初の説明だったんですけれども、2リットル掛け1,100箱っていうのは、これはこの間配られたときは2リットルの箱が、2リットルの分が6本入って1箱っていう感じで配ってあったんですけど、最初は。これ、2リットル掛けの1,100箱なのか、2リットル掛け1,100、2リットルのやつが1,100本あるっていうことなんでしょうか。

2リットルの箱が1,100っていうことで、じゃあ、あと、今言われた県の基準の150箱っていうのも、これも2リットル掛けの150箱っていうことでいいんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 防災監からもう一度説明をさせます。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。十分な説明ができておりませんで、すみません。

2リットル掛ける6本入りの箱、これが一つの基準となっておりますので、先ほどの説明をさらに説明しますと、2リットルの箱を全部で150箱が一つの基準となっている。6本入りです、すみません。1箱6本入りですので、ですので、2リットルの6本入りの箱ということで御理解ください。すみません、以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） あと1つ。備蓄の件ではあと1つ。10リットルのポリタンクが現在150あって、これから買い足して250にするってということなんですけれども、これ、現状備蓄っていうのは何か所かに分けて分散備蓄されてるんでしょうか。10リットルが250っていうと大分スペースを取るんですけれども。（「休憩お願いできますか」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時54分休憩

午前9時54分再開

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 防災監のほうから150個の管理状況について説明します。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。容器というのは、容積が大きなものではなくて圧縮できるタイプのものがございますので、そういったものを踏まえて備蓄倉庫のほうに収納しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 備蓄の件は大体分かりました。

今回、地震が終わって、何人かで現状を聞いて回りました。それから、一部の地域で家の破損についても聞いて回りました。現状、お店のほうで結局営業できないっていう話も聞いて回りました。営業の期間に関しては大体1週間ぐらい営業ができてなかったっていう話を聞いております。それで、私のほうはこれは補償があるんじゃないかっていうことだったんですけれども、水道法の15条の2で、自然災害の場合は対象にならないっていうことだったんですけれども、今回いろいろな人から話を聞きました。特に独居の方に関しては、自分で取りに行けないので、近所の人であったり、親戚から頼んだりして、それで取りに行ってもらったとかっていうそういう話を聞いてます。それから、営業ができなかったっていう話に関しても直接聞いて、現状ではもう水が使えないんで営業ができないんでっていう話も切々と聞いてます。こういう話を直に聞いた場合、やはり町のほうで何らかの休業補償が必要ではないかっていうふうに私思ったんで、今回質問にしておりますけれども、これでもやっぱり————補償はなしってということになるんでしょうか。

それから、民間の人についても今言ったような話です。とにかく今回、水が断水するっていうことで、ポリタンクを買いに行ったり何だりしたけども、結局売ってなかったとかっていう話も

聞いてます。こういった話を直に聞いた場合、やっぱりそれに対して何らかの手当てが必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。まず、補償、賠償の問題については、
———これまでも給水ができなかったことは何度も何度もこの地域の中であったと思います。私も何度もおわびに、職員全員かかってわびに回れというのがありましたから、そういうこともありました。わびて済むことではありませんけども、一定のルールはやはりルールですので、これは御理解いただきたいと思います。いわゆる給水に対する契約をしているわけですし、これに対しての御理解をいただきたいと思っています。

それから、もう一つは何だったですかね、営業補償も申し上げましたね。あとは何だったですかね。（「休業補償」と呼ぶ者あり）

休業補償、いわゆる営業補償ですので、これも同様に、できないと思っています。天萬で営業されている方と後ほどお会いしましたけれども、大変御迷惑をかけましたということをお申し上げしましたけども、非常に御理解もいただいていたところでございます。

議員も御心配よく分かりますけれども、住民の皆様も、さらには営業なさっている皆様も、この水道の問題については、ふだん使っているありがたさを再認識したといった御理解もいただいていると思っています。断水がないように十分な管理をすることを前提にしながら、さらに強化した水道経営をしていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今以上の回答がないみたいなので、ひとまずこれはちょっと置いておきます。

3番目の、除雪についてです。最近は何年に一度の割合で大雪となる。今年2月8日の大雪は選挙投票日と重なり、町内の除雪作業は大変に苦勞されたと思うが、今回の大雪で独居の方が外出できなくなった話を聞いている。大雪のときの除雪について町はどのような対応をしているのか問う。

町の除雪基準及び体制について説明を求める。

除雪する道としない道との違いについて説明を求める。

今回のように大雪になりそうなときと、そうでないときの除雪対策の違いがあるのか問う。生活弱者への対策はあるか問う。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 加藤議員、3点目の除雪について、4点の御質問いただきましたのでお答えをいたします。

初めに、町の除雪基準及び体制についてからお答えをいたします。

町の除雪基準は、積雪が15センチメートルを達した場合、もしくは降雪状況から15センチメートルに達すると判断された場合としております。除雪体制につきましては、役場直営の除雪に加え、除雪実施事業者等15者と契約し、実施をしているところです。

次に、除雪する道としない道の違いについてお答えします。

町道約242キロメートルのうち、通学路、公共施設へ通じる道路、主要な生活道路を基本として除雪計画を策定し、現在約136キロメートルを除雪対象路線としています。町道には、除雪機械が進入困難な道路や、除雪車の転回場、雪寄せ場の確保が難しい路線なども含まれており、こうした状況を踏まえ、限られた時間と体制の中で効果的に除雪を行うため、優先順位を定め、主要路線を中心に実施しているところです。また、町のみで全てを賄う、担うのではなく、地域支援として小型除雪機49台を各地域へ貸与しており、町での対応が難しい生活道路等については、地域において主体的に除雪を取り組んでいただいています。自助・共助の取組と連携することで、町全体としての除雪体制を構築しているところです。

3点目の、今回のように大雪になりそうなときと、そうでないときの除雪対策の違いがあるかについてお答えします。

今回のように顕著な大雪が予想される場合には、通常より早期の除雪開始を想定し、委託業者に対して事前に連絡を行い、2回目、3回目の出動にも対応できる体制確保を依頼しております。また、除雪開始のタイミングは極めて重要であることから、職員による現場パトロールを通常より早い段階から実施し、積雪状況や積雪予測を踏まえながら、最も効果的な時点で除雪を開始できるよう準備しています。今回についても、こうした対応により適切なタイミングで除雪開始ができたものと認識をしております。今回のように、最大40センチメートル程度の降雪であれば、現在整備している除雪機械及び体制により、おおむね対応可能であると考えています。しかしながら、70センチメートルを超えるような豪雪となった場合には、除雪機械の処理能力を超える積雪量となり、作業効率の大幅な低下や機械の立ち往生、排雪スペースの不足などが生じるおそれがあります。その結果、主要路線の確保に相当の時間を要し、交通の長時間遮断や救急搬送、物流への影響が及ぶなど、現行体制のみでは対応が著しく逼迫する事態も予想されます。そのような場合に備え、各御家庭においても日頃からの備えをお願いしたいと考えています。あわせて、地域におけるさらなる共助の取組、そして町による公助を重ねながら、三位一体で乗り越えてい

くという心構えが重要であると認識しています。今後も過去の経験を踏まえつつ、体制の改善を重ね、実効性の高い除雪体制の構築に努めてまいります。

最後に、生活弱者への対策についてお答えします。

自宅敷地内の積雪により外出が困難となる方への対応につきましては、まず、自助、共助の考え方を基本として取り組む必要があると考えております。まず、自助として、各御家庭において可能な範囲で事前に備えを行っていただくことを基本とします。あわせて、地域住民同士の支え合いによる日常的なつながりを生かした支援体制の構築が求められます。さらに共助として、地域福祉を担う関係団体等と連携し、課題解決の仕組みづくりなども状況に応じて検討していく必要があると考えます。

その上で、真に自助、共助では対応が困難な場合には公助として必要な支援を検討することとなりますが、まずは地域全体で支え合う仕組みを強化していくことが重要であると考えています。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 加藤学君の本質問に対する再質問を許します。

加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今回、除雪の件で一般質問で取り上げた理由は、やっぱり一般人からいろいろ話を伺ったのがメインです。

今、15センチ積もった場合と、15者っていう説明があったんですけども、この除雪に出るタイミングっていうのは、これはどういうふうな時間で判断されるのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 担当課長のほうから説明申し上げます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。除雪に入るタイミングは、まず、パトロールをいつも実施しておりまして、大体深夜2時ぐらいからパトロールを実施し、降雪が確認された場合には、朝の6時には除雪が完了するように逆算して、3時から4時の間に各業者のほうに除雪を指示しているところでございます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今回、大変雪が多かったので、1回では終わらなかったと思うんですけども、今回、除雪する道に関しては2回とか3回とか、そういうふうな除雪が行われたのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 担当課長から御説明いたします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。2月8日の豪雪におきましては、最大3回まで実施しております。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今回、住民の声から聞いたのは、1回しか来てないよっていうのを私のほうは聞いてます。正確なところで確認が取れてないんですけれども、どこの道かっていうことについて正確な話は聞いてないんですけれども、そういう話がありました。

それから、今回、大雪になるっていう対応で、2回、3回かいてくれっていうふうに業者のほうに言ってるっていうことだったんですけれども、実際のところ、2回、3回除雪は行われたんでしょうか。一番、とにかく私、住民の声で聞いたのは、1回しか来てないよと。それで、メインのほうが出れないよっていうのがまず1点。

それと、もう1点は、独居の方で、除雪の対象になってない道に住まわれてる方、こういった方がおられて、こういった方が今回、大雪だったもんだから、結局外にも一日中、もう外に出られなかった。これが一番、私のほうで聞いてる一番大きな問題点です。

今回、大雪になるっていうのが分かっているのであれば、その時点で人数、まあ、業者が今、15者っていう話なんですけれども、人海戦術で対応するっていうのを前もってできなかったんでしょうか。

この2点をお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今回、40センチの雪が、例年以上と言っても近年は、例年は20センチから多くても30センチ、それが今回は40センチになったということで、このような質問をいただいたんだと思ってます。

私は、先ほど壇上で言ったように、この程度の雪でよかった。70センチ降ったときもありました、米子市は1メートル降ったときもありました。今、寒暖の差も激しくなりましたし、夏の集中豪雨が冬に起きると思わぬところで思わぬことが起きる、それに備える災害の備えということとはしなければならぬと思っています。

平時の行政との役割と、それから非常時での行政の役割はやはり違うと思ってます。非常時、1メートルから雪が降ったときに、役場職員が窓口業務を待ってても誰も来るわけがないわけですから、そういうときに行政がしなければならぬこと、それから、今回のような40センチの

ときに行政が取り組むこと、これは明らかに違ってくると思っています。

3回やったところと1回やったところについては後ほど課長が申しますが、平時と災害時の自助や、福祉で言うところの互助や共助や、それから公助という問題については、今回の災害の中でもたくさんの議論が出ました。

それから、この除雪機について、さっき49台、この小型除雪機を募集をし、今でも各地域に希望はないかということをお願いしているところです。ぜひとも地域の中で除雪機を、行政が管理をいたしますので、購入いただいて、そういうところを互助、共助の力で何とかやっていただけないでしょうか。地域の中のお困り事というのは、私も痛いほどよく分かります。それを災害の非常に厳しい状態を想定したときに、公助で事業者、あとは役場行政職員がスコープ持つていくところもあるかもしれません。非常に緊急の事態のときには、私は自衛隊も呼ぼうと思っています。そういう覚悟の中で、この行政はやっていく中で、共助ができなかったといったことに対してどこに問題があったのかといったことを、私、またゆっくり聞かせていただきますので、その辺りのところを、もしできるのであれば、小型除雪機をぜひ検討いただきたいと思っています。

詳細につきましては、1回、2回、3回やったところがあると私も思っていますけれども、詳細につきましては担当課長のほうから説明させます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。まず、山間部のほうですね、南さいはくエリアでありますとかは、もう確実に2回、3回の出動が必要でございましたので、実施しております。

議員がおっしゃられた、1回しか来らんかったんではないかというところの件につきましては、実は除雪作業中に機械の故障により到着が遅くなったという現場があったことは確認しております、そこにつきましては町のトラックを出しまして、業者の回り切れなかったところを実施したという実績もございますので、そちらが通常の計画の中よりは除雪の時間が遅れましたので、そのところで1回しか来とらんかったというふうに思われたのかもしれませんが、基本的には基準値をクリアできるとこまでの除雪は実施いたしましたので、そのように回答させていただきます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） さっき質問した中で、もう1点、今回みたいに大雪が降るっていうのが分かった時点で人員を増やすとか、あと対応する会社を増やすとか、こういったことはできなかったんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。それは不可能です。今、南部町は、特にこれまでの長い行政との、旧会見町、旧西伯町を含めて、事業者の皆さんと長い、いい付き合いをしてきました。除雪は年に1回か2回しか降らないところを、そのためにダンプや機器を用意して今でもやっています。近隣の中では、どんどん撤退をし、事業も廃止するというような事業の実態もある中で、私は本当によく、15の事業者の皆さんには本当に感謝をしているところです。これがずっと続くように、これが減らないように努力はしても、これ以上増やすということは、まずほとんど不可能だろうと思っています。

今、農業の関係の皆さんにもお声をかけて、法人にも声をかけて、南部町の中で維持しながら増やしてきています。もし増やせるということであれば、そういう部門があるかもしれませんが、建設業者のほうは現時点、精いっぱいの状態ではないかと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 物理的に無理ということなんですけれども、今回、あともう1点、除雪を予定していない道にかくことも、当然これは無理ってということになるのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。計画路線はやはり大事にせんといけんじゃないかと思います。私も若いときに計画路線じゃないところに入って、塀の瓦を壊して始末書を書いたのを今も覚えてますけれども、当時の課長から勝手なことをするなど大変怒られました。賠償金を町のほうから出してもらいましたけども。

いろんな、どんな事故が起きるのか分らんわけです。平時の雪がないときに必ずその路線をパトロールをして、ここに雪置場があるなだとか、ここには雪がかけるなだとか。雪が一回降ると、もう景色が全く変わってしまうので、そこに通常生活してない人が大きな機械を使いながら入っていきますので危険も伴いますので、計画路線以外の除雪は困難だということを御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今回、選挙投票日と重なったものですから、それで町の職員の方、投票箱を集めて回らなければならないとかっていうのもあったことと思いますし、大変だったと思いますけれども、とにかく私のほうでは、独居の方でとにかくもう家から出られなくなったという方の声を聞いてます。こういう方が私聞いただけでも少なくともおられます。ということは、町内ではもっとおられると思います。こういった方々がおられることを、ぜひ対応していただきたいということをもう一度言っておきます。

それと、あと、もう一回これはやります。今回の断水の件で、基本料金の減免、ほとんどが会見地区になりますけれども、こういったことはされないのでしょうか。

それと、今回資料を頂いた、水源と地域の資料ですけれども、これは会見地区だけしか書いてないんですけれども、私、全体、南部町内全部の資料が欲しかったんですけれども、この資料に関しては後でいただけることは可能でしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。まず、弱者の皆さんのどういう状況なのかによって、行政がどんな関わりをしてきたのか、これまでの経緯を私の知る範囲で申し上げます。

例えば透析等を必要とされる方が地域の中で困窮している状況等は、これは命に関わる問題です。こういう場合には職員等が総出で除雪機を借りてでもやったという経緯を聞いております。これも雪の状態であったり、それから福祉車両がそこに入らないというような状況等を勘案し、行政が責任持ってやるというところはあったというふうに聞いています。

断水については、先ほど申し上げましたとおり、補償することはできません。これは一定のルールとして御理解いただきたいと思います。断水はあした起こるかもしれませんし、どのような地震が起こって、皆さんとともにその復旧に向けて努力しなければならないところで、自然災害に対して、それに対しての賠償をするということは行政として考えておりません。

それから、資料につきましては、ある資料については出せるとは思いますが、内容について建設課長のほうからまたもう一度答弁させます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。加藤議員からありました資料の請求につきまして、同じような形で町内には16か所の水源地を設けて、21か所の配水池を設けております。今回の表と同じような流れで作成させていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 以上で終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で4番、加藤学君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を行います。再開は10時40分といたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一般質問を3点にわたって質問いたします。

まず、第1点目、保育園の民間移管を問います。前回に引き続いてです。

令和8年度開設予定で統合新保育園建設が進んでいます。現行指定管理で運営しているものを新たに民間移管とする計画ですが、その狙いとする民間の創意工夫等によるサービスへの期待等運営については、それは既に指定管理で民営化をされています。民間移管の狙いは何か、これまでこのことについての明確な説明はなされていないのではないのでしょうか。町立保育園の廃止とはどういうことか、公私連携協定で何を明らかにするのか問い、改めて統合保育園の町立保育園の存続を求めます。

質問として2つ。民間移管の狙いとされている、民間の創意工夫によるサービスへの期待、保育の質の充実、保育士の働く環境向上と意欲の向上、これが民間移管でなければならない理由は何か。これは12月議会でも同じ質問をしていますが、答弁返っていない。

2点目、公私連携協定についての説明がありました。補助金と経費の見込み、町予算の歳入と支出の推計を問います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

保育園の民間移管について、2点の御質問をいただきました。

初めに、民間移管の狙いとされている、民間の創意工夫によるサービスへの期待、保育の質の充実、保育士の働く環境向上と意欲の向上が民間移管でなければならない理由は何かについて、お答えをしてまいります。

これまでの10年間の指定管理運営実績を通じ、伯耆の国は保育運営の専門性と信頼を積み重ねてこられました。今回の2園統合に際しましては、行財政運営審議会においても、民間運営へ移行することによる民間の創意工夫や保育の質の向上、そして保育士の環境改善といったメリットについて御理解をいただいたと考えておりますし、これまでも申し上げておりますように、町としては収支の明確化につながるものと判断しております。

収支の明確化により経営の健全性を担保した上で、公立園の私立的な枠組みにとらわれない独自の保育メニューやサービスを民間の機動力でスピーディーに実施いただくこととなります。行政の課題に民間の柔軟な発想で応えていただく官民共創、共に創り上げる官民共創こそが、多様

化する現代の保育ニーズへの最適解だと考えています。

長期的、安定的な運営を前提とする公私連携型により、園独自の専門ノウハウを途切れることなく蓄積いただき、あわせて、伯耆の国が経営裁量を生かして柔軟な人事評価や処遇改善を行えることで、保育士が意欲と誇りを持って働き続けられる職場環境を実現したいと考えています。

町と運営法人である伯耆の国の共創により、次世代を担う子供たちと保護者にとって最良の保育環境を構築してまいりたいと考えています。

次に、公私連携協定について、補助金と経費の見込み、町予算の歳入と支出の推計についてお答えをいたします。

資料提出を求められましたので、資料について説明をいたします。

提出資料は、令和8年度の公私連携型保育園運営支援事業の事業説明書から事業費と財源内訳を抽出したものととなります。開園予定の11月から3月の5か月分の見込みとして、事業費が8,545万6,000円、財源内訳は保育料等が267万3,000円、国庫支出金が3,305万円、県支出金が1,584万9,000円、諸収入が19万4,000円、一般財源が3,369万円となっています。したがって、町の実質負担となる一般財源は約3,369万円であり、国県支出金を合わせた補助金は約4,889万9,000円となります。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、保育園の民間移管ではね、もう公私連携協定の中身、仮協定とか出てきているんですけども、ちょっとそれは置いて、前回の12月議会では、この1番の民間移管の狙いは何ですかということ聞いたときに、説明してんのはこの3つだったんですよ。この3つの中身は、これは民間移管じゃなくても、もう既に民営化でなされているのではないかっていうことについて、その答えがないんですよ。ということは、本来であればこのために、そのために民営化してるんですよ、もう、十数年前に。これは運営の面ですからね。今回、民間移管として施設無償で貸与してですね、町立をやめて私立にする必要性がどこにあるのかってことなんですよ。その点はどうなんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。逆に申し上げれば、今のままの指定管理にする理由はないということです。これからの保育行政の中で、さらに民間の柔軟な取組や、ここに書いておりますような3つのもの、さらには壇上で申し上げました、財政の構造がはっきりと住民の皆

さんにも分かる。例えばもう少し支援が要るんじゃないかとかという議論があったときに、きちんとその議論と中身が申し上げられる、その歳入状況も分かる。これは今までの交付税だとか、ここで真壁議員とも1年以上にわたって議論しましたが、正しいものがどこにも出てこない。それは、監査委員からの報告もあったように、そういう構造のものではないということが原点にあらうと思っています。

したがって、住民の皆様にとって一番大事なことは、公立保育園でなければできないこと以上のことを、今ここで申し上げましたように、その可能性があるということと、もう一つは、はっきりと申し上げたいのは、財政構造が明確になって、どんな保育園を目指していくのか、応援するのかといったことが議論の対象としやすいといったことが上げられると思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 民間の保育園がいろんな事情があって公私連携協定を結んでいくって、まだ分らんことないんですよ。公立のものが公私連携になっていくということは、民間を廃止するってことになりますからね、あ、ごめんなさい、町立を廃止するっていうことになるんですよ。そのときに、それと同じように担保するために公私連携協定のような中身が出てきたと思うんですけども、町長は前回の12月議会でどう言ったかということ、指定管理では不安定だって言ったんですよ。ということは、指定管理が不安定だと思っているのは、町ではなくて民間が思っていることなので、今やろうとしているのは民間のほうから見て指定管理より公私連携協定がいいよという理由でやってるとしか見えないわけなんですよ。だから、町が何を求めているのかっていうことを言いたいんですけども、先ほど出てきたのはね、町長、こう言いなつたんですよ、経営裁量を生かしてやってほしい、民間と公立の共創。町長も御存じだと思いますが、指定管理で採算の取れない保育園を指定管理にしたのが不安定要素の原因だとおっしゃいました、前は。そしたら、今、民間になって経営裁量がどのように発揮できるんですか。そっちを教えてください。何をして民間裁量でやるっていうんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、民間園でなってるわけではないわけですし、民間が運営しているだけのことで、これは指定管理という特殊な方法で今、公立保育園を民間園として運営をいただいています。したがって、何か新たなサービスを提供していただくといったときには、当然、行政の責任、それから行政の承認といったものが必要になってこようと思っています。それから、予算も含めますので時間がかかるといったことがあると思います。

今回、いろいろなサービスを御予定なさっていますけれども、それについても保育園の運営主

体として住民の目線、それから御父兄、お父様、お母様が御希望なさってることで伯耆の国が可能だと判断したことについてはスピーディーに対応できる、これが一番、可能性って大きいんじゃないでしょうか。行政の、ここの議場の場から言えば、歳入歳出が明確になって、どれだけのお金をこの保育に使ってるのか、交付税制度では見えないものがしっかりと見えてくる、こういうところの利点が上げられると思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今、聞いているのは、経営裁量を生かすということを知っているんですよ。いろんなサービスをすることが経営裁量を生かす。経営裁量を生かすということはどういうことかということ、民間が。民間としてもうけることを言っているわけですよ。その地盤をつくるということですか。本来公的サービスで与える保育園の現場に民間が入ってきて、そこで民間が、施設を無償で貸して、そこで裁量を発揮するということは、経営ですよ。もうけを出すって言うことを言うてらるんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。もうけを出すことが目的ではないわけです。もうけを出すためには、それは仮に私が商売をやって何かもうけようと思ったら、それはそれを認めてくださるお客様がおられるから、お客様が納得していただけるからこの商売が成り立つわけです。公共と一般の関係、住民の関係はどうでしょうか。そういう関係にはならないではないでしょうか。

今、民間であれば、長い間求めてきたおしめの問題であったり、それから給食の温かい御飯の問題であったり、それからまだいろいろな食事の提供だとか、いろいろな問題が今、提案として出されています。それは、住民の皆さんがそれを支持されるかされないかであって、それでもうけを出す、出さんということではないと思っています。いわゆる住民の皆さんのニーズがあるかないか、ニーズがあるところに民間の機動力を発揮してスピーディーに対応いただく、そのことが子育てに一生懸命時間を割いておられるお父さん、お母さんにとっての最大のメリットではないかと認識しております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今、町長がおっしゃっていることはね、最大のニーズが民間で与えられるって、民間の横に公立があるわけですよ。公立と民間で比較して、住民のニーズに応えられないのが公立だと言っているんですよ。それは公的サービスをどう見るかの問題と、やはり町長は自分は新自由主義ではないって言うけども、典型的なそうですよ。公的サービスを市場原理に乗せていくというところでのやっぱり一番は、町長のその考え方で裁量性を、経営裁量を生

かして保育園経営をやってもらうんだっていうことに尽きると思うんですね。

もう1点出てきたのは、民間と公立に共創してもらっていい保育園にするんだって、何を共創するんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。共創というのは少し過激かもしれませんが、当然、お隣の保育園と、公立保育園同士も一定の緊張感ある共創が必要だと思いますし、その中に今までなかった民間園がどんなサービスを提供するのか、そして、そのことが住民の皆さんにとってこれはメリットがあるぞと、議会の皆さんの御承認があれば、それに対しても行政としても、少し遅めになるかもしれませんが、可能であれば提供ができるものであれば提供していく。そのことを先進導坑という言い方は悪いかもしれませんが、長い分からないトンネルを掘るときに一遍小さなトンネルを掘って、その中の地盤であったり、水がどのぐらい出てくるのか調査をします。そういう先進導坑の役割というのは、民間として非常に適切ではないかなと思っております。決して新自由主義ではございません。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これは決して先進導坑とか、そんな話ではなくてですね、町長。もし共創させるといふのであれば、同じ土俵に上げたげんといけませんよね。

前回、9月議会に町から出してもらった資料では、保育園の人件費ベースが、これは給料でなく人件費でしか出せないって言ったんですけども、町立保育園の人件費ベースは1人当たり年間649万2,000円ですよ。それに比して伯耆の国は正規職員で409万、差が240万あるんですよ。小さな町でこういうのを十数年前につくったわけですよ、うちの町が。だとすれば、指定管理の中でも町がやっていくべきことは、この是正をやっていかなければ、住民に信頼される、町がですね、民間園をつくったといってもされるにならんわけで、ここで差をつくってしまったんですから。その差をほっといて、緊張感を持って共創させるんだといっても、保育士の確保から見ても、それから保育士の待遇から見ても、そこで自然とその中身はどうなってくるかという、保育の質に関わってくるんですよ。そういうところで町長はね、こういう段階で、今、十数年前に指定管理をしたのであれば、ここを是正するというのでは、少なくとも指定管理をして町に責任あった中で、この待遇改善、格差を縮めていくというのがあなたの仕事ではなかったんですか。どのように共創させるといふのであれば、それを同じようにするために保育士の待遇を引き上げますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。公立保育園の保育士の給料は、その職務、職階制によって決まっています。いわゆる課長職であったり課長補佐職であったり、主幹であったり主任であったり、その構造と保育園の構造は根本的に違うわけです。したがって、今、議員がおっしゃるような、この構造をもって賃金、もちろん平均年齢も違うと思います、その構造をもって650万と410万円のこの差を言われますけれども、それは根本的な問題ではないと私は思っています。大事なところはそうではなくて、ここでも議論が出たように、公定価格、保育士の全体としての公定価格をどう考えるのか。それについて福祉、一般的な介護福祉の問題も含めて、去年も何度も医療関係、福祉関係の地方の疲弊といった問題に公定価格の問題があるんだということは、私も何度も国に対して申し上げてきました。改善をするという回答を既にもらってますので、時間はかかるかもしれませんが、この改善によって皆さんの賃金、労働条件は改善されると考えております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が大した、そこを大きな問題ではないと、こうおっしゃるんですね。どれを見ても分かりますけれども、公立が民間になるときに公私連携協定で一番心配すべきことは何かって、一番に上がってくるのは何だと思いませんか。人件費なんですよ。まず、非正規労働者が増えるのではないかが第1点、それと、職員の待遇改善がなされないのではないかと、この2つですよ。なぜかという、それくらい民間と公立での保育士の待遇に差があるからなんですよ。それをですね、一番大きな問題はここなんですよ。

それで、私は、ちょっと後で言うんですけども、今回、なぜ私が少なくとも指定管理にしたものをそのまま置いとくべきだっていうのは、この保育士の問題がどういうふうになってるかという、現在、2024年段階で有効求人倍率が保育士では3.54倍。これは全職種から比べた1.35倍の2倍近くになるわけですよ。ところが、保育士では今まで、2024年で保育士登録が189万あるに対して働いてる方は68万人ですよ。約110万の方が保育士の資格を持ちながら、そこの仕事に従事していない状況があるわけなんですよ。この方々が全て就いてくれたら保育士不足になりませんよね。一番の理由は何かっていうたら、給料が低いんですよ。2番目、仕事が厳しい。これでできていないんですよ。その多くがどこに表れているかという、民間の現場に表れているということなんですよ。だとすれば、これは、この状況をどう思いますか。

もう一つ言います。早期退職がほかの職種に比べて多い。8年未満が46.3%、民間ですよ。今の3つ上げて、どう思いますか。この民間の置かれている保育士の現状、どのように思われますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今おっしゃられたことは非常に大きな課題であり、その問題をもってするからこそ、国も今、公定価格をいかに上げていくのかといったことを支援していくという体制になっているんだと思っています。遅きに失するということもありますけれども、しかし、この問題が前に一步、二歩進んでいるということは議員も実感しておられるというふうに思います。

それ以上に人口減少や、それと併せて、女性の職場が中心になっていますので、人が確保できない、特に地方で人が確保できないといった問題が非常に深刻だと思っています。

今、給与水準の話がされましたけれども、行政の公務員でもやはり新卒採用の場合に民間賃金よりも低いわけです。今でもそういう体制になっています。ですから、募集をしてもしても人が集まらない。その上に保育士となると、民間志向がやはりあります。やっぱり給与が高いといったことや、平均年齢が若い職場が多いといったこと、ほかにもあるのかもしれませんが、民間志向のほうが強いわけです。保育士を確保することにも公立では非常に困難を有しています。福祉関係も同じくです。

そういう中であって、全てが今、議員がおっしゃってるようなことではないと私は思っています。若い世代がどんな自分の人生の中で選ぶのかといった観点から考えれば、これから保育士を目指す人たちが夢や希望を持って自信を持って保育業務に携わるような、そういう環境をつくっていかねばならないと改めて思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長がそういう環境をつくっていかなくてはならないということと、やっていることが矛盾すると思いませんか。先ほど女性の職場が多いと町長は言われました。本当に保育士の現場って女性が多いんですよ。ちょっと考えてみてください、町長。今の日本は30年間、何ていうのかな、賃金が上がらなくて、そういう意味でいえば格差が広がってきているのが一つ指摘されています。

2つ目、もう町長も実感している地方間格差ですよ、一極集中。大体、地方交付税のもらっていない東京都が、公定価格で補助金をもらう民間がつくったほうがお金が出るんだから。ですよ。こんな矛盾したことはないんです、2つ目。

3つ目ですよ、ケア労働者とか、女性が働いているところは極めて低賃金なんですよ。この3つがね、女性にかぶさってるんですよ。

昨日、ある議員も言っていましたけども、3月8日っていうのは国際女性デーですよ。あしたか

ら日本でも初めて国際女性デーで、どう言ってるかっていうと、女性が休暇を取ります、休日。それは仕事だけではなくて家事も育児も一切しない。そういうことを1日やってみませんかって呼びかけることが大々的に始まるんですよね。私は大賛成ですけども。

このような3つのしんどさを抱えて、地域の女性がですよ、ここを変えなければ、町長、一番心配な南部町の合計特殊出生率も上がってこないんですよ。それを維持させようと思ったら、えんきょく的な見方かも分からへんけど、ここであえて今まで公立にしている保育士を、公立での指定管理ですけども、公立の保育園なくして民間にして民間の保育士にさせていくという選択肢はないはずなんですよ。そう思いませんか。

今、引き上げなければいけないのは、公務現場で働いてる首長さんたちは、公僕、サービスを維持していくことと、そこの待遇改善をしていくことこそ、地域でみんなが生き生きして、女性も働ける職場をつくっていくことになるんじゃないんですか。

だとすれば、私は、申し訳ないけど、大義のない、財源が明確になるといってもかかってくるお金は一緒ですよ。そういうところでの、本当に大切な保育園を町立をやめて民間に持っていくことは大義がない。大義がないどころか、将来を見通した場合のまちづくりにも貢献しないどころか後退原因になるのではないかと。この視点について、どう思いますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。保育士の問題を公務員だけ、公務員の賃金水準に上げるという指標だけで物は解決する問題では私はないと思っています。それはなぜかといえば、公務員自体が成り手がいない。ですから、賃金水準だけの問題で公務員を希望するというような、そういう社会にはもうないわけです。

大事なことは、やはり女性が輝くような社会、保育士にあっても、民間であろうと公務員であろうと、福祉職場であろうと医療職場であろうと、女性たちが輝くような、そういう社会をつくっていくことがベースにあるということは、これは原点にあると思っています。真壁議員もよくおっしゃってるように、そういう職場は地方の基幹産業なんだと。

そして今、日本の社会保障費が非常に大きくなっているといったことは議員も御存じのとおりだと思っています。その社会保障費の負担に労働者、特に若い世代はあえいでいます。税ではないんです、社会保障費なんです。今回の衆議院議員の選挙でも議論になったことです。参議院選挙でも議論になりましたけども。社会保障費の、給料明細を見るたびに皆さんがため息をついてるのは社会保障費なわけです。いわゆるそこをどのように解決するのかといったことに、ここは解があると思っています。したがって、議員のおっしゃることも理解できますけれども、やはり公

定価格を押し上げる、公定価格を上げるということ、同時にそのことが社会保障費を上げていきます。その負担をどうしていくのか。

今回、御質問にはありませんけれども、保険制度を利用しながら子供、子育てのお金を皆さんから徴収する、これにも反対、批判もたくさんあります。税で取るべきだという御意見もありました。いろいろな課題がありますけども、私はそのベースには社会保障をどうするのかといったことがあると思っています。決して公務員賃金の水準に持って行って公立の責任を民間にして終わる問題ではないということ、改めて私もそう考えています。改めて社会保障の問題を基本に置きながら、これからも国の公定価格という問題をしっかりと上げていただく、そのことが地方の中で活力ある地域をつくっていく一つの要素だと私も考えていますので、そのような活動を続けていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 社会保障の問題は3つ目の地方自治の本旨を問うところで、きっと恐らく保育園の話したらこういう話出てくるんだろうなと思いますので、そこですつもりです。

町長、今回の民間移管の問題は、1つには、さっき言った民間移管の狙いの民間の創意工夫等について、このソフトについて、運営については、もう民営化で既にしてから理由にならない。2つ目の財政的に明らかになるということも、これはやろうと思ったら、地方交付税の基準財政収入額をどう見るかっていうところで計算したらちゃんと出てくる問題であって、それもやれば分かることです。3つ目の財源問題といっても、今回、若干の財源が少なくなっていますけれども、それはね、保育園を1つにしたこと、統合保育園を1つにしたことによる人件費の削減と、いわゆる需用費です、光熱費等の削減ではないですか。これを見る限りは、改めて思ったのは、民間移管する大義がない。これは禍根を残す在り方だというふうに思います。

そういう意味でいえば、本来、保育を、公的サービスを投げ捨てるのではなくて、人口が減ってくるこういう町だからこそ、ここに住む人たちを大事にして、ここに住む子供たちを大事にして、ここにしっかりと町が責任を持ってやっていくという、公務をしっかりと維持していく、そのことが今一番求められているし、将来にわたってもそのことのほうがまちづくりの基盤としては一番確かな方向であり、今回の民間委託への選択は間違っているということを厳しく指摘して、次に行きたいと思います。

次の質問です。町の二酸化炭素排出ゼロへの取組を問います。

二酸化炭素排出ゼロへの取組は地球規模での人類存続の課題であり、再生エネルギーへの取組

が問われてきています。域内電力消費量の7倍の再生可能エネルギーのポテンシャルがあるという南部町の今後の取組が地域経済効果と就業者の誘発を呼び起こすことは、本計画でも町が論じていることです。この計画目標の達成に向けて取組を問いたいと思います。

まず1点目には、町が掲げるこの計画推進の姿勢を問いたいと思います。

2点目、これの計画説明会、住民への説明会をすべきではないかということを再度問います。

3点目、現在、再生エネルギーの普及率は、南部町の到達点はどれぐらいでしょうか。これは資料提出してもらっております。

4点目、今、取り組んでいる重点対策加速化交付金充当事業の見直しを求めますが、どうでしょうか。

5点目、これは脱炭素計画での地域施策編に出ております、家庭部門での各種機器の高効率化とありますが、その推進のための補助制度を求める。何を言いたいかということ、家電製品への補助です。

6点目、これも町が言っているんです。ソーラーシェアリングの導入、これについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 続いて真壁議員に御質問いただきました。町の二酸化炭素排出実質ゼロの取組について、6点の御質問をいただきました。

初めに、町が掲げる計画推進の姿勢を問うについてお答えいたします。

御承知のとおり、令和2年3月議会において二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行い、改めて脱炭素の取組を進める旨を表明いたしました。その後、令和4年度に地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入計画、令和6年度には南部町温暖化防止実行計画を策定いたしました。現在、それらの計画に基づき、公共施設への太陽光発電設備の導入、町内防犯灯のLED化、家庭用発電設備等の補助金の交付などに取り組んでおり、今後もより一層計画を推し進め、2050年の実質排出ゼロを達成したいと考えています。

次に、計画説明会の開催を求めるについてお答えいたします。

地域脱炭素は単に二酸化炭素を削減するだけでなく、地域経済や雇用を創出し暮らしを豊かにする、脱炭素を成長の機会と捉える地域の成長戦略です。したがって、住民、事業所、行政など、様々な主体が一体となって取り組む必要があると考えておりますので、計画説明会開催の予定はありませんが、機会あるたびに周知を図ってまいりたいと思います。

次に、再生エネルギーの普及率を求めるについてお答えします。資料提出を求められましたの

で、資料と併せて説明をさせていただきます。

環境省が作成しています自治体排出カルテによりますと、令和5年度数値としまして、区域内の電気使用量は7万8,577メガワットアワー、そのうち1万3,134メガワットアワーが再エネ電力と推計されており、普及率としては16.7%となっています。

次に、重点対策加速化交付金充当事業の見直しを求めるについてお答えをいたします。

昨年度、環境省の重点対策加速化事業の補助採択を受け、令和11年度までの6年間の事業として、家庭用、事業所用の発電設備導入補助金について、補助金の新設、補助額の増額をして事業を進めているところです。

充当事業の見直しを求めるとのことですが、事業変更につきましては環境省の承認が必要となりますので、簡単には変更できないことを御理解いただきたいと思います。

次に、家庭部門での各種機器の高効率化の推進のための補助制度を求めるについてお答えします。

脱炭素の実現には、再エネ拡充の取組と同様、設備の省エネ、非化石エネルギーの推進も重要な取組となっています。家庭から排出される二酸化炭素のうち約47%が家電製品などで使う電気の使用によるものと言われており、省エネ家電に切り替えることは各御家庭の脱炭素化の取組の大きな効果となると認識しております。

議員の御質問の各種機器の高効率化のための補助制度の構築につきましては、町単独での補助制度は予定しておりませんが、県や国の補助が出るようでしたら、省エネ家電製品等の補助を検討したいと考えています。

次に、ソーラーシェアリングの導入について考えを問うについてお答えします。

ソーラーシェアリングは、農地や作物を栽培しながら太陽光発電を行う営農型太陽光発電システムでございます。現在、南部町で営農型発電設備を導入されている農家はございません。

ソーラーシェアリングのメリットとしては、生産者が農業経営の副収入として売電収入を得られますので、営農に前向きになることができます。ただ、ソーラーシェアリングはあくまで農業が中心なので、営農をおろそかにし太陽光発電の売電収入のみを考えた事業は持続可能性があるとは言えません。

デメリットとしては、パネルの下に作物を植えますので、通常の野立て太陽光発電よりも背の高い架台を設置することになります。架台の高さは約3ないし4メートルになりますが、その分、耐久性が求められます。設置工事も高所作業となり、部材費用、工事費用ともに割高となります。また、初期費用も高額になりがちですが、点検、メンテナンスも高所作業になる分、割高になる

と聞いております。コストが増大すると事業の採算性が厳しくなりますが、計画段階での収支シミュレーションを綿密に行う必要が出てくるようになってまいります。パネルの柱などが増えますので、農作業の効率も悪くなるとお聞きしております。

このように環境施策としてはメリットがありますが、農業施策としてはデメリットもありますので、導入される場合は十分な検討が必要だと考えております。

以上、壇上からの答弁とします。

○議長（景山 浩君） 本質問についての真壁容子議員の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この問題について町が掲げる計画推進の姿勢を問う。町が、これがいわゆるまちおこしの大きな要素になるということについては、町長も認識されてるところは分かりました。

私が聞きたいのは、この計画の姿勢で町が目標を持ってのわけですよ。例えば排出削減目標は実質ゼロと言いました。2030年だと4年後だね、2013年に比べてCO₂を50%以上、六十何%って書いてましたね、なかったですか。を削減するって書いてあるんですよ。それで、50年には実質ゼロにするんだと。ということは、2013年段階で7.9万トンでしたっけ、年間ね。それをどういうふうに減らしているのかというのが欲しいわけですよ。

例えば重点対策加速化事業に手を挙げたときに町はどう言ってるかっていうと、CO₂の削減目標は年間1,969トン、約2,000トン減量するって言ってるんですよ。ですよ。それで、可能エネルギーの目標を2,730キロワットって、こう言うてるんですね。この目標に照らして、今、姿勢を問うてるのは、この目標に対してどうなんですかってことを聞いてるんですよ、町長、どうですか。今のままでは、申し訳ないですけども、削減目標に達しますか。それと、重点計画は令和11年までです。目標に達しますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 現在の進捗状況について、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、再エネの率、約16%になっております。こちらですけども、なかなかちょっといい資料がありませんので、FIT等の率を出したもののみになっておりますので、それ以外の再エネのものはちょっと入ってはおりませんが、大きく違うことはないと思います。

このまま、今のところですね、南部町では家庭用発電設備等の補助を行っております。こちら

のほうで毎年多くの方に利用をしてもらってはいるんですけども、こちらのほうが大きく今後なることを目標とはしておりますけれども、もっと大きいところでいきますと、メガソーラーといえますか、大きい発電設備等によるところがこの計画、大きいところがあります。ですので、両面のほうから向かっていくことになってきます。

今のところの現在の状況としましては、なかなか目標まで達する状態にはなっておりませんので、今後はもうちょっといろいろやり方を考えながら、方法を考えて推進していきたいというふうに思っております。30年のところの50%のところまで、ちょっとなかなか達しないかなっていう状況ではあります。以上です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、今のどう思われますか。現場とすれば目標を掲げたんですよ。令和3年でしたっけ、町長がゼロ発言したときは新聞でも大きく書かれて、県内でも早いほうでしたよね。そういうことについては敬意を表してるんですよ。やっぱり先見性のある取組だというふうに思っております。この大義でいえば、大げさなことを言うわけではなくて、地球規模の問題に地方自治体である町がこれに挑戦していきながら行っていると、この姿勢は若い人もすごく評価すると思うんですよ。それだけではない、雇用の問題ですよ。そういう意味でいえば、地方再生させていく中山間地域での課題だというふうに思うわけですね。ところが、今のままだったら2030年に50%に到達してないどころか、申し訳ないですけども国の補助金もらいながらこれも達成できないのではないかとこのように思えるんですよ。

それとメガソーラーっておっしゃいますけども、緑水園の上2か所ですよ。つくる計画、町持ってるんですよ。それはそれでいいとして、それも間に合わないんですよ。だとすれば、今することは、掲げたことはやっていくことが住民に希望与えることになると思いませんか。やる方法あると思うんですよ。特に再エネの推進事業計画の中では、ほとんどがこれは太陽光ですよ。太陽光に取り組むって言ってるんですよ。抜本的な在り方ですよ。そこに抜本的に足を踏み出すという構えはありませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今、その太陽光の中で事業者、現在、御商売なさっている皆さんの工場であったり商店であったり、そういう屋根を南部だんだんエネルギーに貸していただいて、それを再生エネルギーとしてデジタル化していく。そして脱炭素を進めていくという方向で進めていますけれども、冒頭のところで初日にお話ししたように、なかなかそれが進まない。南部町の中で、大手の大きな屋根を持ってるところの本社はやはり東京のほうにあって、それがなかな

か決済上の問題であったり、そのメリット、地方のメリットがなかなか東京に届かないんだなと改めて思ってます。同時にそのような説明は十分にしながらも、新たな対策も練らなければならないと思ってます。一つには、今、脱F I Tで既にもう太陽光パネルが屋根に載っておられる方の売電状況、今、電気代が高くなりました。現実どんな状況で自分の屋根の上で発電した太陽光が、載せてない人とどういう差があるのかといったものをきちんと見える化をして住民の皆さんにお示しする。その上でこのような補助制度があって、これでやれば何年間で回収できるから、ぜひ将来的にメリットがあるのでやられませんかというような、もう少し目に見えるような説明を住民の皆さんにもしていくところが足りてないんじゃないかと思っています。その辺りを重点的に対応したいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、そうです、住民に対して足りていなかったと私も思うんですよ。ということは、住民に協力してもらわないとできませんよね。この地域施策案つくるときに、アンケート取ってるんですね。アンケートにちゃんと出てるんですよ。初期投資が大変だ。いいと思うと言ってるんですよ。それで全国見たら、おひさま進歩エネルギーっていうところなんかは、今、事業者に屋根借りようって言ってるけれども、一戸建ての家に個人のお宅の屋根を借りようっていう制度なんです。屋根を借りましょう、無料で貸してください。貸してくださいっていうことは、貸すんだから借り賃を住民がもらうんですよ、電気代払うのに。それをやったらどうですか。業者っていうのは、思ったでしょ、業者っていうのは連結決算してるからやはり一極集中で東京中心なんです。地元のために奉仕しようかと思ってくれるために声もかけてほしいんですけども、住民が望んでいるのは、願わくは地域の環境に貢献して、自分たちの暮らしも助かる方法をとることになれば、何も業者に限らずに、今は100万円以上出して上に掲げてる補助金が来ますけれども、それと屋根を借りる制度、思いつきませんか。住民の協力得られることだと思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。屋根貸し、PPPに今は町も出資してますだんだんエネルギーと協定を結びながら進めてるところです。まず第一義には、そのだんだんエネルギーにそのような、言ってみれば投資するだけの力が、皆さんと力を合わせて出した企業ですので、正直言ってなかなか財源的な柔軟性を持っている会社ではありません。利益は上げてますけれども、それは本当に小さな利益を地域で小さなエネルギーを回していくことの上での収益でして、そこに設備投資に及ぶだけの体力がもしあるのであれば、今、公共施設はだんだんエネルギーでやってま

すけれども、あればそれを第一義に運営を協議していききたいなどは思っております。

それから、このサービスをしてるところは全国、今おっしゃったように、大阪や東京でたくさんサービスをやっておられます。しかし、将来のトラブルであったり、それも後を絶たないというふうにも聞いていますので、一定、行政が前に進める事業ですので、業者の選定であったり、それから住民へのその説明であったり、その辺りのところがどこまで担保できるのかといった心配もあります。複合的に屋根貸しの問題については、民間住宅について私も否定するものではありませんので、どうすれば進むのかを積極的に考えていきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今の町長の答弁、前向きな答弁だというふうに私は受け止めておきます。町がもっと、町自身が計画を立てているのは、太陽光でこれを達成したいということ言ってるんですよ。そういう意味では、町に合った政策だというふうに思っています。それとも一つ、これは重点対策加速化事業っていうのは、議会も神奈川県まで見に行ったんですけども、全国でそんなにたくさんしてるわけではないんですよ。どうして南部町が重点加速化事業のあれになったのか。ポテンシャル、だから2つですよ。1つはだんだんエナジーをつくってること。2つ目には、町が電力をつくってること。この2つですよ。これが大きな引っかけりになっていると、よそと比べて思ったんですよ。だとすれば、町長、例えば今、重点加速化事業が行っているとき国からも補助金、来てるわけですよ。うちの町はよそに比べて、電気を発電して7,000万から8,000万の毎年お金を上げている。全部使えるわけではないんですけども、だったら、これを使って、町長、町が言ってるんですよ、私が言ってるんでなくて。高効率化、いわゆる家電製品をCO₂の排出、少ないものに替えていくってということにお金を使っていく方法もあると思うんですよ。なぜできるか、よそにできなくて。うちは、エネルギーをつくって売ってるからですよ。これを住民に協力してもらいながらやっていくってことは、私は大きなまちづくりの出発点になっていくと思うんですけども、そういう意味で考えられませんか、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。家電製品に補助金を出せということだろうと思っております。試算をしたんですけども、非常にこの辺りでは北栄町が一度やって大変な混乱を起こしてしまい、町長に直接聞きましたけども、お勧めはしないぞということでした。そのぐらい、例えばエアコンに補助金を出すと言えば皆さん喜ばれると思いますけれども、それが本当に持続性が担保できるかどうか、早い者勝ちになってしまわないか。北栄町の場合は早い者勝ちになって、乗り遅れた人から非常に批判を受けたということでした。1年ではなくてずっとそれがこれから先々

も、冷蔵庫であったりエアコンであったり、特にエネルギー消費量の大きいものに対して補助を出すことに対しては慎重に検討しなければならないことだろうと思っています。もし余裕があれば、喜んでいただけることですので可能だと思っていますけれども、試算した中では非常に厳しいなといったところが私の感想です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それは全国で起こっているのは、やめているのは、要はなぜかという、やったら即、満杯状態になるぐらい希望が多いんですよ。ということで、需要があるということですが、一つは。住民の希望、住民の使いたいところがそこにあるということじゃないですか。人口だんだん減っていく、増えるわけじゃないんですよ。でも、住民の希望がある、これアンケートに出ているんですよ。それと財源があったらできるんですよ。全部使えとは言いません。10年間計画で、年間、20だったり30だったり50だったり、それを提示して、それでやって募集するとかすれば、できんことないんですよ。なぜかという、これは、今後物価高騰がずっと続きます。今、イラン問題もあって、今、みんな大騒ぎですよ、ガソリン問題とかで。光熱水費についてお金かかるだろうっていう気持ちがあるわけですよ。その中で、酷暑、猛暑が予想されている。エアコンの買換えを願望している人は必死なんですよ。そこに応えていくっていう点でいえば、町がつくったエネルギーを売ってそのお金を住民に還元していく絶好な場所じゃないですか。ぜひお考えいただきたいということをおいて、時間がないので、次に行きますが、ソーラーシェアリングもそうです。これ、私が言ってるんじゃなくて、町がこのソーラーシェアリングを含めてポテンシャルが7倍でしたよね。そうなんですよ。農業もしたいけれども、環境問題も考えたい。あえて何らかの経費が節減できたり入ってくるのであればということでしたら、私は挑戦しかない内容だと思っているんですよ。そういう意味でいえば、今、目標も掲げて、太陽光だって言ってるんだから、抜本的な取組をしないと目標には到達しない。この点、町長、再度聞かせてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。おっしゃるとおりこの状態では、せっかく国が補助金を目の前ぶら下げてくださってるのに、それに食いつけられないというのは非常に私はじくじたる思いでございます。今、御質問いただいたソーラーシェアリングですけれども、調べてみますと、思いのほかお隣の安来市がたくさんやっておられると聞いています。町内の方に聞きましたら、シイタケ栽培を、ほだ木を下に敷いてやっておられるということで、ほかにもニラであったり、特に近年はシキミだとか葉物の、何ていうんですか、仏壇に供えるシブキだとか、ああいう手のも

のは直射日光を嫌うので、こういうソーラーシェアリングにはよく合うということは一般化されているんだそうです。ただ、一方で、上に一部屋根がついてしまいますので、この方がおっしゃってたんですけども、水をかけなくてはいけない。散水装置が別個にないといけないといったような問題や作業性が、いつもこの中をトラクターが走るようなことであると、非常に作業性が非常に難しいといったこと、あとはコストが上がるといったようなことが上げられるということです。南部町の中で、山間地の中で、農業の後継者がいないという問題はしきりに問われているところです。そこでこのソーラーシェアリングが現実になって、さらにその下で収益を上げられるようなものができるのかどうかといったような検討はしてみたいと思っています。一方で、農水省は、現実の中で太陽光、この安来の方も、シイタケは赤字だけれども太陽光発電で助けられておるといことなんだそうです。これがやはり農水省としては前に進められない。どっちが主でどっちが従なのか、私どもの地域の中でどう選択するのかもついて回りますけれども、今非常に心配されているのは、農業、農地が太陽光発電の材料になってしまうということ、その環境の問題のこのバランスだというふうに考えています。多面的な中で、多面的に住民にとって、そして南部町にとってどうなのかといったことは、専門的な知見も含めながら、これから検討を重ねていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 踏み込んでほしいことは、今の世界情勢とか日本の取組見てて、今まで私たちが既成概念としてあった大きな電力会社が地域の電力を支配することはもう終わりに近づいてきたのではないかと。先進諸国などでは、いわゆる地域のエネルギーっていうのは、地産地消っていうのは、小さいところじゃないとできないわけですよ。日本でももう100以上の自治体、エネルギー会社が出てきてることを考えれば、南部町では地域的なことを考えても、雇用問題考えても、経済発展考えても、これを取り逃す方法はないというふうに考えていますので、そういう意味では町長も同じ考えではないかと思っていますので、ぜひ前向きにお考えいただきたいということで、ちょっと次の問題に移ります。

地方自治の本旨を問うという問題です。物価高が町民の生活を直撃しています。物価高騰対策で給付金等の国の政策が行われてきましたが、一時的で根本解決には至っていません。その上、住民が負担する社会保険料や医療費の負担増が議論されています。国保会計等への子育て支援交付金、O T C類似薬保険除外、高額医療制度見直し等が町民に与える影響など住民負担軽減を自治体の取組だけに求めるには限界があると考えます。国家予算が地方自治に及ぼす影響は大変大きいものがあります。住民の暮らしを守る最前線で公務を果たしてきている地方自治体こそが、

地方の住民の声をもっと政府に反映させるべきときに来ていると考えます。国の最高法規である憲法の精神から、町の姿勢を問いたいと考えます。

まず、1点目、町条例に基づく公務員のサービスの宣誓の根拠とその内容を問います。2点目には、憲法の精神でいえば、平和の大切さを学ぶ取組を地方自治体でもすべきではないか、この点について伺いたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 真壁議員の3つ目の御質問で地方自治の本旨を問うについて、2点の御質問をいただきました。

初めに、町条例に基づく公務員のサービスの宣誓の根拠とその内容を問うについてお答えします。町条例に基づく公務員のサービスの宣誓の根拠につきましては、地方公務員法第31条において、職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならないと規定されています。町ではこの規定に基づき条例を定め、職員は採用時に宣誓を行っており、内容については、辞令交付式において、宣誓書に署名した内容を職員の面前で読み上げています。宣誓書の内容については次のとおり記載しています。宣誓書。私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重しかつ擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を呈するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営する責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますという記載内容を読み上げています。地方自治の本旨は、憲法第92条に基づき、団体自治と住民自治を柱とするものでございます。町は住民に最も身近な基礎自治体として住民福祉の増進を図ることを基本とし、今後も住民の暮らしを守る最前線の自治体としての責務を果たしてまいります。

次に、平和の大切さを学ぶ取組を求めるについてお答えします。平和の大切さを学び、次世代へ継承していくことは極めて重要であると認識しております。これまで広島、長崎の原爆の日や終戦の日に合わせた反核・平和の火リレーの取組の激励や戦没者献花式の実施などを通じ、恒久平和への誓いを新たにできる機会を設けております。町としても既存の研修の中で、平和や命に関する内容を取り上げることについて、実施方法や内容を整理しながら検討します。議員御質問の趣旨を踏まえ、今後も教育委員会と連携しながら平和の尊さを学び、命と人権を大切にすることを育む取組を継続、充実させてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とします。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君の本質問事項に関する再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 眞壁 容子君） 町長、第1点目のサービスの宣誓の中身を読み上げていただきました。この中で、公務員になるとときには主権が国民に存することを認める憲法を尊重し、かつ擁護する、こういう項目を読み上げて宣誓してるわけですよね。尊重すること、擁護する、これは何のために公務員が憲法を尊重し、擁護するということを宣誓しなきゃならないというふうに考えておられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 憲法は国の最高法ですので、その中心になる主権在民といったことを、この地方自治体の職員となることにおいて宣誓するものだと認識しています。

○議長（景山 浩君） 眞壁容子君。

○議員（13番 眞壁 容子君） と同時に憲法というのが、誰がそれを守らないといけないかというのは、これは同意できるでしょうか。憲法というのは、権力を持った者が国民の暮らしと命を守るためにその権力の行使が、濫用ができないようにしていく、そういう意味では国家公務員もそうですけど地方公務員も、町長も含めて一定の権利を持ってるわけですよね。税金を集める権利。そうですね。そこでいえば、そういうふうに従事する者についていえば、それを縛るものが憲法であると、このことについてのお考えは同意できるでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。憲法が縛るものかどうかという議論はいろいろな御意見があると思いますので、私はその92条の自治の本旨といったことに対して、主権在民なんだということがここが明らかになっていると思います。日本の国というのは、地方自治は地方自治体がその責任を持って運営し、税も集めるといったことが自治の本旨にあると思ってます。自治体の研修で、私もよく覚えてますけれども、住民自治と団体自治というその何かぼやっとよく分からない問題が必ずこの2つにあります。その一番簡単に、私でも分かるように教えていただいたのは、住民自治というのは、その町が風船だと思ったら内側から住民の力によって押し上げる内圧だと。ですから、住民自治がしっかりとしてないと、その形が町にあったとしても、しぼんだりへこんだり、自治としての機能しない。団体自治というのは、その風船がたくさんある、市町村であれば1,718の自治体があります。一番大きなのは横浜のように300万を超えるような自治体もあれば、よく言われるような100人をちょっと超えたようなそんな小さな自治体もあります。しかし、それ一つ一つが自治体として尊厳を持って、そこに住んでいる人たちがその自治を完結する。したがって大きかろうが小さかろうが、ここは一つ一つ同等なんだと。自治の自治体として同等なんだという、この団体自治と住民自治ということについては、そのようなものだ。

それを構成してるのは日本国というもので、国家として、国は国しかできないことをやり、地方はその地方自治としてやっていくといったようなものが、その国の形成として憲法でうたわれているということを、多分ここにおられる職員の皆さん、全員が習ってると思います。入門編として習ってると思います。そういう自治の一番根幹の部分ですので、先ほどここで申し上げました宣誓等を通じて、最初は分からないかもしれませんが、二元代表制のこの私ども、権力があると思います。ここで決める条例や制定が、権力として住民に対してその行動を制約するわけですし、その権力に対して二元代表制は選挙ということで、とにかく私たちは4年間の任期の中で、常に選挙によって住民からの、何ていうんですかね、同意が得られるかどうかといったことによって、またこの議会が進むかどうかといったことであると思ってます。もう少し言えば、本当にこの内圧がしっかりしてるかどうかというのは、議会の改革等もしっかりやっておられますけれども、住民が本気でこうやって自分たちでこの町を支えようという内圧がしっかりしてなければ、これは自治の本旨に値しなくなってくる、そうなると思います。高齢化であったり人口減少であったり、いろいろな問題あるかもしれませんが、その中にあるにしてもこの南部町という自治体を支える、内側から内圧として押さえているのは、議会や私たちは仮の姿であって、これは住民の力で、住民自治で押し上げていかなければならないことだろうと思ってます。そのような団体、住民自治を中心にしながら、自治の本旨というのは最終的にはそういうところに行くんだというふうに私は考えているところです。したがって、憲法が権力を矯正するという、牽制するという一面は確かにあるかもしれませんが、この議論はいろいろあるというふうに私は考えています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長の考えをお伺いしました。地方自治の本旨という点で、憲法についてはいろいろあります、地方自治の本旨というのは住民自治と団体自治をおっしゃられた。住民自治の最たる、これを保障するのは直接選挙ですよね、町長、議員の選挙。まずこれを保障している。中身については、町長のおっしゃるとおりだと思うんですよ。2つ目の団体自治、これは憲法にどう掲げられてるかというところ、地方自治体は国から独立して存在している。これは日本国憲法の三原則っていう上に立つとすれば、地方自治ですよね。地方自治、これが言われてきていると思うんですけど、この点についてはどうですか。確かに大きな自治体も小さな自治体も一緒だということなんですけども、国に対して、国から独立して存在している、自主的に行政を運営する、これについては、今はどうなんですか。考え方をお伺いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。とはいえ、しかし、今の一極集中の中で、東京都の自治体とでは、地方の自治体に同じ自治体の権力や能力や力があるのかと言え、あまりにも一極集中の、自らが稼ぐ金があるから自分たちで使っていくんだという東京都の横暴はいかかなものかと、それをもう一回再精算をして全国の自治体に再配分する地方交付税の意義というものは、確かに20兆円を今回超えましたけれども、まだまだ不十分だろうと思っています。医療についてもドクターはどんどん都会のほうに流れていく。教育の格差といったものも出てきてると私は思っています。環境についても、教育長おられますけれども、体育館について東京都全体育館が既にエアコン導入済み、補助金、子供たちにも1か月何万円だったですか、5万円だったですかね、補助金を配る、そういうような自らの稼いだ金だから交付税に取られる前に、今のここで申し上げた議会と首長が中心になって、そこの地域の皆さんのためにしっかりお金を使いましょう、これが連動しながら地方と都市圏、首都圏の格差をどんどん広げているといったことが一つの問題だと思っています。

2つ目には、疲弊する地方に対して国が関与することがやはり多くなってくると思います。なってきたらと思っています。いわゆる補助金もそうですし、それからいよいよ自治が回らなくなるといったような状態が出たときには、助言や勧告や是正要求やまたは代執行といったような、今でも憲法が認めています国が地方に関与することがさらに強まってくるのが考えられます。こういうようなことから、自治の本旨といったものが今、本当に問われているだろうと改めて考えてます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が最後に言われた地方自治の本旨が問われているっていうのを私も本当そう思います。東京のことは、おっしゃる、同感いたしますが、今、地方の首長としてやっていただきたいことをここに書いてあるように、生活に直結するところが削られようとしている。先ほど言った、それをどういう言い方してくるかという、社会保険料の負担については、高齢者に負担してもらうのとか、現役世代とか、そういうところに分担してきてるんですけども、問題は全体の予算の中でどうして社会保障費増やさないのだ、どうして地方へのお金増やさないのだ、どうして地方交付税増やさないのだ、こういうふうに言っていくべきではないでしょうか。全体から見たら、誰も知ってるように、増えてくるのは9兆円超える防衛費ですよ。それを考えたときに、今少なくともそこには異論挟めなくとも、社会保障費を増やせ、その地方交付税でもっと国へよこせということは、これは言うべきことだと思うんですけども、ここで町長が保険料を、社会保険料を高齢者が負担するのか、現役世代かという立場に立っちゃっ

たら、これはもうどうしようもない、地方の疲弊、ますます進むばかりだと思うんですよ。その辺どう思われますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。日本の社会保障費は非常に難しい部分がたくさんあると思っています。分かっているようで、なかなかその社会保障費の構造自体が分からない、分からないようになっていってるのが厚生労働省ですから、そのぐらい非常に難しい構造になっています。しかし、その中でこれが制度化した昭和36年、ここを皆保険制度が元年だとすれば、そのときの日本の構成している人口動態と現在の2026年の構造は明らかに違うわけです。ここをどのように乗り越えていくのかといったことが、本当に議論の元だと思っています。現在は国主導で起こっています。これを国が全てお金を握っていますので、この中でこれに対する補助金は、先ほども出ていたように、地方をコントロールする補助金の中で、この社会保障費の中で、確かに国の補助金は全てに入っています。入っていないのはいわゆる保険料、保険制度ですよね。そういう保険制度の民間で働く皆さんのつくっている保険料は、その中で国費は入っていないわけです。ですから、働く勤労者たちが疲弊、悲鳴を上げるのはそこにあるんだろうと思っています。少なくともなった人員で企業からの保険料によって、多くの部分を今の、昭和の時代につくった構造で、上がったもの、負担割合、割り勘部分を決めていますので、非常に厳しくなってるというのは理解できることだろうと思っています。これが単に、国保制度だとかそういう部分だけであれば、事はそんなに難しいことではないのかもしれませんが、全体の社会保険制度ということになれば、非常に難しい問題を多く含んでると思っています。私も勉強不足で分からないところもたくさんありますけれども、この機会にまた勉強しながら、物は国に対して補助制度で、または国の支援で地方が救われることであれば、そして南部町の暮らしがさらによくなることであれば、申し上げていかななくてはならないと思っています。

○議長（景山 浩君） 残り時間が僅かとなっております。まとめに入ってください。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、この地方自治の本旨を問うという問題では、今国がどんどん社会保障費削ろうとしてる中で、やはり一番身近な町民の暮らし知ってる首長が声を上げていかななくてはならないのではないかと。それには、暮らしを守ることともう一つには憲法にいつても平和を守るってことがあると思っています。戦前の、西伯町史を見とったら、戦前、兵事ですよね、兵の仕事、事、これを町の職員、村の職員の仕事としてされてきたときに、何かというと、旧西伯でも町史に残ってるのは、350名以上の方々の戦死者を出してるわけですよ。

そのときのこの文章、文章が、何回読んでも思うんですけども、どう書いてあるかということ、戦敗れて国土荒廃した。しかし、これは復興可能で今日見るように立派な国土として生まれ変わった。が、しかし、失われた命は永久に帰り来ぬ。350名の英霊に低頭合掌し、悲嘆断腸の涙を絞るのである。なぜこれが町史に書かれているかということ……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、時間が終了いたしました。

○議員（13番 真壁 容子君） 町の仕事でしたわけですよ。ということで言えば、今、声を上げることが、社会保障に回すということは、暮らしを守り平和を守ることにつながるのだということとを強調して、質問を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここでお昼の休憩に入ります。午後の再開は1時15分といたします。

午前11時57分休憩

午後 1時15分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、5番、荊尾芳之君の質問を許します。

荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 5番、荊尾芳之です。一般質問を行います。2点行います。

1点目はまず、土地問題についてです。現在、人口減少や高齢化により、住民の生活環境が大きく変化してきています。先祖代々からの土地を引き継いで、維持、管理してきていますが、南部町に土地を所有する住民が様々な課題に直面をしています。困っています。また、家を建てるための住宅用地を探している人もいます。個人で土地の活用ができない、よい条件に当てはまらない土地の場合はどう対応するのか。今、不動産を負の動産と考えるなど、土地の処分に困っている住民が多くいます。土地に関係する地籍調査、住宅用地、農地の維持管理のそれぞれの問題について、事業の進め方や解決策について問います。

1、地籍調査の進捗状況と今後の年次計画を問います。

2、地籍調査事業が進まない原因と対応策を問います。

3、人口増に向けた住宅用地の確保について具体的な方策を問います。

4、相続放棄の3か月以内の条件を超えてしまった土地を活用する方法を問います。

以上、最初の質問とします。よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、荊尾議員から土地問題について4点の御質問をいただきました。

初めに、地籍調査の進捗状況と、今後の年次計画についての御質問にお答えしてまいります。現在、当町における地籍調査の進捗率は町全体の約36%となっています。これまで、令和元年度までは、山林部を中心に調査を進めてまいりましたが、近年不在土地所有者の増加に伴い、空き家、空き地の管理不全が課題となっていることから、令和2年度から開始した第7次10か年計画においては、宅地周辺部を重点的に調査する方針へと転換し、事業を実施してるところでございます。今後の年次計画につきましては、国の予算配分の状況にも左右されますが、令和8年度までは天萬地区を実施し、その後令和9年度以降に法勝寺地区、倭地区へと順次着手していく予定としています。

次に、地籍調査事業が進まない原因と対策についてお答えします。地籍調査事業は合併前の平成5年度より着手しており、長年取り組んでいる中で進捗の遅さについて御指摘をいただいていることは十分に認識しているところです。地籍調査においては、まず、土地所有者を正確に把握することが前提となり、登記情報の確認や戸籍調査等を経て現在の所有者を確定し、その上で現地立会いを実施する必要があります。しかしながら、相続未登記や不在地主の増加により所有者の特定に時間を要する事例が増加しています。また、これまで潜在的であった境界に関する認識の相違が、調査を契機として顕在化し、合意形成に相当の時間と労力を要する場合があります。現地調査では、土地所有者、お一人お一人の丁寧な説明と調整が求められて、本事業は極めて繊細で根気を要する事業であると認識をしております。こうした課題は全国的にも共通しており、地籍調査を飛躍的に進める決定的な方策が直ちにある状況ではございませんが、国においては地籍調査の加速化、円滑化を目的とした制度や、手続の見直しが進められており、関連法令の改正や運用改善が段階的にではありますが、実施されております。とりわけ所有者不明土地対策の推進や、相続登記の義務化など、不動産登記制度をめぐる環境整備の進展は、結果として地籍調査の円滑な実施を後押しするものと期待しているところです。町といたしましても、こうした制度改正の動向を的確に捉えながら、事前説明の充実や関係者との調整手法の工夫、事務処理体制の効率化など、南部町の実情に即した取組を積み重ねることで着実な進捗の確保に努めてまいります。

地籍調査は、防災対策の強化や公共事業の円滑な実施、空き巣対策の基盤整備など、将来の町づくりを支える重要な基礎事業であります。今後も計画的に事業を推進してまいります。

次に人口増に向けた住宅用地の確保について、具体的な方策を問うについてお答えをしております。山陰合同銀行が公表しております山陰地方の将来住宅着工戸数シミュレーションによりますと、鳥取県内の住宅需要が支える世帯数は2025年をピークとして減少に転じるものの、2026年から2030年の年度平均において、なお1,600戸の新築需要があると試算されています。この新築需要に対して本町を選んでいただけるよう、取り組むことが非常に重要であると認識しております。町としましては、これまでに民間による住宅開発を促進するため最大1,000万円の補助制度を整備してまいりました。しかしながら、新たな住宅造成には上下水道の接続や接道といったインフラ整備も併せて必要であり、これにかかるコスト面などの条件が合わず、活用されるに至っておりません。また、令和5年度に町全域を対象として実施した空き家実態調査によりますと、本町の空き家件数は284軒に達し、今後も増加することが見込まれております。住宅用地のことを考えるに当たっては、この空き家問題のことを欠かすことができない大事な要素だと考えております。これらのことを踏まえ、令和8年度には国及び県の制度を活用し、集落にある空き家を除去し、新たな宅地として流動化させる取組を始めたいと考えています。具体的には所有者が行う災害等に係る空き家の予防的除去を支援し、除去後の土地について南部町空き家バンクを通じて流動化を図るというものでございます。補助対象経費は空き家除去に係る経費として補助率5分の4、200万円を上限とする支援を行います。これより耐震性能の低い空き家を除去することで、周囲を含めた生活環境の安全が確保され、更地にすることで新築を望む若い世代の受皿が整備されるとともに、新たな住民が既存集落の一員となることで担い手が増え、集落機能の維持、向上にもつながっていくものと期待をしているところでございます。

最後に、相続放棄の3か月以内の条件を超えてしまった土地を活用する方法を問うについてお答えします。御質問の趣旨及び背景にございました農地の活用についてお答えをいたします。まず、集落内や地域内で耕作者が存在しない状況において農地を活用していく方法としましては、町外の耕作者を探し、地権者と耕作者をマッチングさせていく方法があらうかと考えています。今年度も町外の耕作者が新規に農地を借り受けた事例が1件ございました。次に令和5年度創設された国の制度として、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が土地を手放して、国庫に帰属させることができる制度がございます。この制度は法務局による要件審査及び承認を経て、10年間分の管理料を国へ納付し、国が管理していく方法でございます。最後に農地が荒廃し山林化している場合は、地目変更の手續後、山林として管理していく方法がございます。以上、3つの方法について説明してまいりましたが、町としましては、引き続き中山間地域等直接支払制度等の活用を推進していくこととともに、一層の担い手の確保や育成を図り、農地の出し手、買

手との連携を図り、農地の活用を進めてまいりたいと考えています。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君の再質問を許します。

荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。順番に従って再質問していきたいと思
います。

まず、地籍調査の関係でございますけども、町長先ほど壇上で言われたように、なかなか事業
は進んでいないということで、私、ホームページで令和6年の3月25日に、町が、建設課が第
7次の10か年計画表っていうのを出しております。現在、補正予算が出てまして、国の補正予
算ですね、令和8年度に実施する天萬の地籍調査を、令和7年の補正予算を使ってやるというの
が今回上がっております。この天萬の一部というのは令和4年度が計画のところございまして、
この計画表を見ると令和8年度は、福頼、掛相、馬佐良の辺りを、本当に私のところにいつ来る
のかなと地域の人、まだと聞かれるんですけども、やはりこの今ホームページで出ているこの
計画表と実態、これは今どうなってるのかっていうところを、やっぱり町は発信していかないと
いけないと思うんですが、町長どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。おっしゃるとおりで、実際にどこをやっているのかと
いったことの広報がやはり少し足りないと思っています。一時のように地籍調査にまず御興味を
示していただけでないところもあると思っています。壇上でも申しましたように、その境界の場
に立ってなかなか境界が進まない。それはふだんから、やはり土地の境界という問題について、
お隣同士が必ずおられるわけですし、そういう自分の土地に対する執着が減ったように一見見え
ますけども、いざ境界を決めるという段階になると、合意にならない。一昔前には時代が変われ
ばもっと境界が簡単になると、私も大分先輩方から言っていただけて期待もしてたんですけど、
その全く逆で、土地に対する境界が進まないという現実がございます。ええでっていうようなこ
とではないわけです、土地については。必ず過去からの紛糾、紛争がそこに出てきたり、全く両
者が過去からの知識もない中で来られることによる紛争だとか、いろいろな問題があるというふ
うに聞いておりますけれども、どこを現在進めて、今後どこに地籍調査を何年計画で進めていく
のかは、議会も含めて住民の皆さんに広報を徹底していきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） そうすると、町長やると言っていたので、この7次の10

か年計画が、さっき答弁いただきました、令和9年度には法勝寺のほうに向かっていくということがこの表で順番ですね、令和4年の天萬が令和8年、令和5年の法勝寺を令和9年というような、ずれていけば、何年に福頼、掛相、馬佐良に来るのかっていうのは分かりますので、これをひとつ更新していただくっていうことを、町長よろしく、やるって言っていただいたんで、お願いをしたいと思います。

あと、前に進まない理由っていうのが一つ、国の補助金が見つからないんですよっていう話を聞いたことがあるんですが、今はあまりそういうことをちょっと言われないので、今、地籍も非常に専門性が高いものですから、少ない人数で事業を進めてるってところはあると思うんですが、これは人数を増やせばうまくいくというものではないと思うんですが、少し人員の強化とか、そういうところのお考えはありませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。おっしゃるとおり、人員を増やせばできるというものではありませんけれども、同時に人がいなければできない部署でもあります。しっかりとした研修、教育も必要ですし、優秀なコンサルタントもつけるということも大事だろうと思っています。多方面に進むための手法を、先進している自治体に学びながら、的確な手法を取っていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 本当に、町長が言われるように、決して町の職員だけでやっているわけではありませんで、コンサルだったりシルバー人材センターから応援もらったりとか、多くの人に支えられてこの事業が進められると思いますので、住民のほうとしては、一刻も早く地籍に来てほしいなということをよく聞きますので、ぜひとも少し今の見直しをしていただきまして、次に進んでいくと、確実に進んでいくと。問題点はたくさんあるかもしれませんが、そこに向かって進んでいっていただきたいと思います。地籍についてはぜひお願いします。

次に、町長の施政方針でも取り上げられました。4番の活用に挑戦というところで、いわゆる住宅用地ですね、住宅用地の確保ということで、空き家という問題から住宅用地をつくっていく、確保していくと、以前には4区画をつくるんだということで話がありました。町長が考えておられる今の防災上の観念とかそういう複雑な部分がありますが、実際に事務というか事業の進め方というのが、誰が事業主体となって、どういうふうに空き家を今は空き家バンクにつなげるという言い方をされましたけども、その流れを少し説明していただけないか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 事業スキームについて、未来を創る課のほうから説明させます。

○議長（景山 浩君） 未来を創る課長、松原誠君。

○未来を創る課長（松原 誠君） 未来を創る課長です。現在でも、行政要望におきまして、集落内で放置された空き家があって、住民の生活環境を脅かしているので何とかしてほしいというような声も幾つかいただいているところでございます。こういった声がある中で、この住宅の所有者、空き家の所有者に対しましてこの制度を使ってその空き家を壊していただいて、更地にしていただいた上で空き家バンクに登録をしていただく。このできた土地に対して宅地を求める子育て世代の方に家を新たに建てていただくというような事業スキームを考えているところでございます。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 非常に大ざっぱな流れでございしますが、町長、空き家をこぼして宅地にしますよね。その宅地を次、建てたい人に譲るといってお分けするといってお売るといってお、そこはこの今、空き家バンクの流れがこれもホームページにあるんですけども、空き家バンクを中心にしてその空き家の所有者、それから希望者をつなぐというような計画のものが上がってます、確かに。土地を、土地の上物をこぼしました、平地になりました。そのままで宅地にはなるところもあるかもしれませんが、それはあまりにも乱暴じゃないでしょうか。例えば、土地の大きさにもよりますよね。大きい屋敷でこぼしました。その空いた宅地に家を、今そんな大きな家を建てる住民はいませんので、宅地を例えば2等分する、4等分する、そうすれば、そこに水道も下水も引かないけんわけですわ。それを誰が事業主体になってやるんですか。空き家バンクがやるんですか。それとも、土地の所有者がやるんですか。その辺りがどうなんですかね、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 改めてもう少し丁寧に申し上げたいと思いますので、事業スキームをもう一度、課担当課長から説明させます。

○議長（景山 浩君） 未来を創る課長、松原誠君。

○未来を創る課長（松原 誠君） 未来を創る課長です。議員おっしゃるとおり、本町におきましては大きな土地に大きなおうちを構えておられる方もおありということは認識しておりまして、この辺りまだちょっと今まだ制度設計をしているところでございますので、これをどのように新たに流動化が進むように御購入をいただけるのかっていうところを、十分考えた上で制度設計をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） ちょっと休憩します。

午後1時36分休憩

午後1時36分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

荆尾芳之君。

○議員（5番 荆尾 芳之君） 今ですね、この施政方針で町長は宅地をつくる、若い人が家を建てようとしたときに、宅地がないので宅地をつくるために令和8年度はこういう事業をやるっていうふうに言っておられるところなんです。今の説明を聞きますと、取りあえず空き家をこぼすのは防災の補助金とか使えるので、5分の4の補助事業の200万程度の、200万で家がこぼせるかどうかちょっと分らないですけど、その事業を使って、とにかく空き地をつくっていかうと。今の段階は空き地をつくっていく段階であって、そこに次の人が、町内の若者が家を建てるといのは、もうちょっとしてから考えていくわっていうことでしょうか。そういう段階ですか、今は。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） どういう段階かっていうのは今、事業の中ではおっしゃるとおり、今、今回予算を計上してスタート点に立つところです。空き家バンクという制度を行政の中で完全に移行しているわけではありませんので、今スタートに立つところだということです。一番の課題は、ここを去った皆さんが空き家をそのまま放置して固定資産税を、本来であれば6倍払ってもらわなくちゃいけないわけですよ、本来はですよ。本来の制度からいけば、住居になってなければそうしなければならない。しかし、一方では、要らない要らないと言いながらも通いで農業に使ったり、水道代や基本料金だけ払うことによって、使ってますよと。行政もまだそこに立ち入って、この空き家は住家としての機能を達してないわけだから、税を上げさせてもらいますということには至ってないわけです。その一番大きな理由は、宅地になれば税金がかかると。だから、更地にあえてして、税金を高くしていつ売れるか分からないようなことはしたくないといったところが背景にあると思ってます。宅地、バンクを通じて同時に次のその土地を買っていただく人がうまくマッチングができれば、その辺りのミスの期間というのは、合わなかった時間というのは、短くなれば流動性は上がっていくのではないかと期待しているところです。一つ今回やらせていただいて、どのぐらい効果があるのか。空き家をこのままやっければ空き家は増える一方で、壊す人は誰もいない。そういうような現状にもう来ています。せっかくそこに光ファイバーや電気、通信、さらには下水道、全ての機能がそこに備わっているのは、これまでの先代の

地域の皆様がライフラインとしてそこに整備をかけてきたわけです。それを今後、将来にわたってうまく使っていただくことによって、地域もいいですし行政機能としても非常に効率がいいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 今はその空き家バンクという一つのこぼした後に、どういうんですか、中心となる団体というか組織を空き家バンクっていうふうに上がっておりますが、私はさっきも言いましたけども、空き家が建っているとこの土地を住宅だけ壊して平地にしたそのものを次の人が家を建てるために、すぐ売れば売るとか買ってもらえればいいと思うんですけども、やはりさっきも言ったように、そこには宅地を加工したり整備したり分譲したり、土地の面積の広さにもよりますけれども、そういう人が中に入っていないと、うまく宅地として活用ができるかどうかというのちょっとこの質問を考えながら疑問に感じたところですので、そこでじゃあその機能が空き家バンクが持っているかっていうと、そこはちょっと難しいと思うんですよ。逆に言うと、過去に4区画1,000万の補助でっていうこともありましたけども、そういう民間企業の手だったり、どっか町が直営でやるわけにはならないと思いますけども、そういうところを担う部署。例えばですけど、寝ないで考えたんですけど、南部町の昔、土地開発公社っていうのがありますよね、現在もありますけども。例えばですけども、次の問題とも絡んではきますけども、土地開発公社っていう公共的な団体、公社があるんですけども、そこが、前はそうでしたね、例えば会見の福里団地を造ったとか、あれは違うか、県の公社だな、すみません。南部町の土地開発公社、西伯町に旧もありましたけど、そういうところが総合的な土地を管理する。そして、住宅が欲しい方に、本当はまとまったところに大きな住宅地はつくらないという町長の方針なので、そうではなくて、まとまった空き地が出るなんてことはなかなか理想的に無理かもしれませんけども、そこを管理できるような、例えばですけども、そういう南部土地開発公社のようなそういう1つの、もちろん町が直営でやってもいいと思うんですけど、なかなかそうはかなわないと思うので、まだその空き家バンクにやってもらうとか、そういうのはまだ構想の段階というふうに言われるので、今は災害防止とかの補助金があるので、それで上の上物を壊していくっていう考えのようですので、そこを活用していく、考えていく。何かそういうお考えはありませんかね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。制度スキームは防災ですので、本来からいえばその方が近所のことを思って取り壊して、そこに置いておいて、そして空き家バンクに登録をして、それを見

た事業者なり個人が買うと。しかし現実には、それでは今までとそんなに変わらないわけで、現実にはそれにはなかなか乗ってはいいただけないと私も思います。ですから、卵か鶏かは別にして、流動性が非常にいい地域もあります、南部町内でも。全箇所とはいいませんけど、流動性のあるところにさらにその流動性を加速させるための考え方として、不動産業者の皆さんがあの手でないだろうかといったときに、交渉がうまくいって早く済んで、かつ住民の皆さんが空き家を早く処分しそこに早く入っていただくことで、地域も活性化するといったためのスキームだと、一歩踏み込んだそう思っています。したがって、不動産会社等との連携調整する部署というのは必ず重要になってくると思っています。その辺りのスキームを十分に検討しながら、ぜひ頑張りたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） この事業は議会からも町政要望で、本当に家を建てる宅地を探してるんだという若者がたくさんいるということで、議会からも町に要望したことでございます。そして、町長は8年にこういう事業を立ち上げるというふうに施政方針で上げていただきましたので、ぜひともこれを進めていっていただきたいと思います。まだまだこれから考えていくところだというふうに言われましたので、ぜひとも、そこがうまく機能するように、やはり宅地があってそこに家を建てたい人、希望する人と、そのマッチングっていうか、そこをやっぱり紹介して建ててもらおうと、よその町からでも南部町に来ていただいて、家を建てていただくということは、非常にハードルは高いかもしれませんが、それだけの魅力がある南部町だと思っておりますので、ぜひともそこに力を入れていただきたいと思います。

それで、3番と次4番の話なんですけども、今、農地の条件のいい農地は確かに町外からも来ていただいて、田んぼをつくっていただく、中間管理機構もあります。そういうところは放っておいても大丈夫なところだと思うんですけども、本当に住民が大変なところ、維持管理、草刈りはしなければならない、山の木が伸びて隣の宅地にかかっていくような危険だとか、切ってくれとか、そういう管理を言われる、そういう土地があって、何とかならんかなみたいなことを言われる人もたくさんおられます。非常に答えのない問題なのかもしれませんが、さっき言いました、どっか一括で管理できるようなところに、町への寄附っていうのは町長、受け付けないんですね。（「農地ですか」と呼ぶ者あり）土地。農地に限らず、土地。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。農地に限らず、農地となると行政が農地を持つということは現実できませんので、農地法上の制約があってできないと思っています。一方で、山林等につい

ては国内で何町か、近くでいえば日南町等が寄附を受け付けています。条件付で、まず家屋、人家、今先ほど言われたような家の横の土地は駄目です。それは民地との紛争、木が伸びたときの管理が必ず管理問題が出てきますので、そういう土地ではなくて、かつ近隣とトラブルがなくて境界が明確になっているところについては、無償で受けましょうというところがあります。また、一部は買い取ってるという町もあります。せんだってもお話をしましたように、自民党の勉強会で中山間地の中の私の仲間が、ここは全部買い取ると言いました。無償でもいいから、山林はもう既にその機能を終えて、将来的な環境負荷であったり、そういう問題にシフトすれば、地方の山林の所有権を一気に剝奪するくらいの気持ちでやらなければ、地方はもたないという意見を言う、国に対して意見を言う町村長が出てくるぐらい、地方によっては山林の問題は深刻です。そのぐらい、先ほど境界の問題が出てきましたけども、いざ境界が出ても分からない。分からなくても、いや、ここではないじゃないかっていうような、すぐにじゃあ判をついてくれるかという、そうもいかない。そのようなことの紛争が日本中で起こっていて、山林がこのままでは、ある日知らないうちに外国籍の人の土地に回って最終的にその水資源が国外に取られてしまうといったようなことを多くの首長が心配をしています。いろいろな、北海道であったり、九州であったり、事情はいろいろでしょうけれども、私どもの周りにはあまりそういうことは散見できませんけれども、そういう危機感を持っている市町村もあるということを御理解いただきたいと思います。その中で、本当に必要なときには、もう一步前に踏み進んだ行政がその土地をいただいていくといったことにも進んでいかななくてはいけないと思いますけども、あるお宅の土地はいただけた、しかしこのお宅はいただけないといったことも必ず出てきます。本当にそういうことでもいいのかどうかも含めて、近隣やそれから先行自治体等の状況も見ながら、さらにはそのベースとなっている地籍調査といったものをどうやってあと約70%弱を進めるのかのほうか、まず先行だろうと思ってます。そのことについても努力していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。非常に前向きな、町は寄附は受け付けないんだっていうような思ってたんで、町長からそういう返答をいただきますと、それも可能性がゼロではないというふうに非常に喜んでいるところでございます。ネットでちょっと調べました。相続土地の国庫帰属制度っていう、先ほど町長が壇上で言っていただきましたけども、令和5年の4月27日からこの制度が始まっているよっていうことが出ておまして、先ほど町長が言われたように、その土地は上に物が建っていたら駄目ですよとか、境界がきちんとしているところでないといけませんよとか、そういう条件があって、その条件をクリアして法務局ですか

ね、申請をすれば国庫に帰属するという制度もあるというふうに聞いております。調べました。ですので、町長言われるように、山林の部分ですね、南部町にも山がたくさんありますし、そこをまだその時期ではないかもしれませんが、将来的に持ってる山、やはりあそこに自分の山があって、例えば道路に木が出かかっているんだとかって思っとる方が、住民の方が、非常に不安に思っとられる方もおられまして、やっぱそこを何とか行政のほうでフォローができないかと。もちろん町道にかかった樹木とか、町が伐採とかもしておりますけども、そこをいい方向で考えていくっていうか、土地という課題に対して、先ほど言いました土地開発公社とか、そういう一括管理ができるようなところも少し考えていただいたり、町が直接いただきますよと、無償でいただきますよということを今の段階でこうするっていうことは言えないとは思んですけども、方向としてはそういうことも町長も十分考えられるという、先ほどいただいた御回答を尊重したいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。条件があるということだけは御理解いただきたいと思ってます。私も、次の世代にきちんと私のところが先祖代々持っている土地を引き継げる可能性は極めて薄いと思っています。ですから、国庫帰属制度で計算をしました。山林を除いて800万要ります。800万円、家も全部取り壊して、納屋も全部取り壊して、その取壊しは別に国庫に800万円納付しなければ受けてくれないわけです。これは絶対現実的ではないと、法務局が来るたびに私もそんなもんが使うやつがいるわけがないと。ですから、私たちが思ってることと、この制度は大きく乖離します。山林、山については、直接常に行政が管理する手間もないっていう前提の下で、町をもらうということであって、いつも山の枝切りをしなくちゃいけないところとか、管理をしなくちゃいけないところを、個人から引き取って皆さんの税金ですということにはならないと思ってます。

それから、もう一方で、今、雪が非常に重くなって、除雪をしているよりも倒木や竹の始末をしているのが建設課の仕事みたいなことになってしまっています。したがって、先行伐採といって、非常に若桜だとか雪の多いところはそのような手続をしながら、個人の皆様に掛け合って木が倒木によって集落に物流が滞ったり行けなくなるようなことを避けるために、事前にのり面にある木を切らせていただく。個人の所有権であっても切らせていただくといったものを、森林環境税を使ってやっている事例もございます。先行している自治体の実施をよくよく研究しながら、南部町で取り入れられるものについては取り入れていきたいと思ってます。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。条件のいいところの土地は決して所有者の人も手放さないと思うんですよ。やっぱり条件が悪い、手がかかる、自分も高齢で管理ができないというところがいわゆる問題の土地で、不動産が負の動産になってるっていうふうに言われるところだと思いますので、そこをどう折衝する、歩み寄るっていうか、そこが課題になってくるとは思いますけども、ぜひとも住民が困っているところでございますので、一つ御検討をいただき、いい方向に進みますようお願いをして、次の話に行きたいと思います。

すみません、2点目でございます。水道事業について、これまでもたくさんの方が質問をしておられますけども、私も水道事業について少し町長に伺ってみたいと思います。住民の日常生活を守るライフラインであります水道施設や水源等々を安全に管理することが重要であります。一方、施設の老朽化、水道管の布設替えなど、今後は多額の事業費が必要となってくるため、水道料金への転嫁などが考えられます。また、南部町単独で水道会計の維持経営ができるのか、近隣との合併等の検討を進めることも必要だと考えます。今後、南部町の水道事業をどのように進めていくのかを問います。1、施設の老朽化、水道管の布設替えなど、今後の建設改良事業の年次計画を問います。2、水道事業の広域化、共同化の考えを問います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、水道事業について御質問にお答えします。2点御質問を頂戴いたしました。初めに、施設の老朽化、水道管の布設替えなど、今後の建設改良事業の年次計画を問うについてお答えいたします。加藤議員の答弁でも関連をいたしますが、令和2年策定の南部町水道ビジョンにおいて、更新が必要な管路や施設は整理しており、概算で約12億円の事業費が必要と見込んでおります。一方、現在の料金収入規模では、更新に充てる財源は年間5,000万円程度にとどまっております。このため、現状のままでは実効性のある更新計画の策定は困難な状況であるということでございます。今後は、経営基盤の見直しを進めるとともに、水道料金改定も念頭に置きながら、持続可能な事業運営の下で段階的に更新計画を整理してまいります。

次に、水道事業の広域化、共同化の考えについてお答えをいたします。鳥取県と県内全ての市町村が参加共同し、鳥取県水道広域化推進プランを令和5年3月に策定しております。現在、その実現に向けて部会を開催し、具体的な取組を進めているところです。具体的には各種システムの共同利用や事務の共同化など、実施可能な分野から着手しております。また、施設の統廃合についても、南部町と近隣事業体との間で検討を行いました。現時点では近隣事業体の既存施設では南部町へ送水できる水量は不足しており、広域的な送水を実現するには相当の費用と時間を

要することから、直ちに実施する段階にはないとの整理となっております。しかしながら、今回の地震を踏まえ、緊急時のリスク分散の観点からも、広域連携の在り方については改めて検討する必要があると認識しております。今後とも、近隣自治体との協議を継続してまいりたいと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君の本質問事項に対する再質問を許可します。

荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 午前中の加藤議員と重なるところはやめていきたいと思います。

三鴨議員も言われたように、あれは臨時議会だったですね、補正予算で596万円の補正予算を組みました。これは今年の9月でしたかね、9月までに今の地震もあったんですが、いわゆる水道の水源の状況とかそういうことをコンサルを立てて計画を立てるということでございましたが、この中にいわゆる水道施設のことの委託事業をコンサルに組んでると思うんで、そこに経営のこととか、今、町長言われた将来的な、人口が減ったら水道料金は上がるっていうふうにも言われましたけども、そういうことも含めたコンサルっていうか事業委託になってるんでしょうか。ちょっとこの中身を教えてくださいませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 事業内容について担当課長から御説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。このたびの委託業務の中身につきましては、あくまでも施設の見直しと会見エリアの資源を確認する中で、地震に対する施設の改善というところがメインになっておりまして、経営に関する部分の将来的な料金であるとかいうところのコンサル業務は含んでございません。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 当然、基本的な考えのところは南部町の水道は南部町でやると。水道料金も決して料金改定で上げていかないほうがベターということは誰も分かってることだと思います。ただ、本当にそれでやっていけるのか、布設替えて12億円かかる事業費を年間5,000万円の工事費でこなしていつ何年かかるのか。それで事業は成り立つのかという大きな課題があると思います。やはりそこは、先ほど課長の答弁で経営とかそういうところは今回のコンサルには入ってないということですけども、そこを少しどうなんだろうかね、早めに検討を始めて、単町でいくのか米子市さんや伯耆町と手を組むのかっていうところも検討を進めていかな

ければならないと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。おっしゃるとおりです。今回、濁りが発生したということ、さらには協力いただいた施設、特に米子市の水道局にもお礼に行きました。そうしたところ、米子市の水道局の水源も汚れたんだそうです。ただ、バックアップする水源があったからそちらに切り替えましたということで、やはりたくさんの水源をお持ちでやりくりができるところは災害にもやはり強い。しかし、地震によって水源が濁らないということではないってということも改めて認識しました。今回の地震で入蔵水源も濁りました。非常に軽微であったことや早く回復したということもありますので、水源はどこも地下の深井戸であってもやはり濁るのは濁るということはあるということは皆さんと共有していきたいと思っております。いろいろな条件がありますけれども、県内では境港市と日吉津村を除いて全て水道を公営企業として運営をされています。県としてはこれを一つの管を接続するというのは22世紀も23世紀も先のことであったとしても、経営体として共同でメーターを買いましょうだとか、共同で企業の技術力を一緒に上げていきましょうだとか、そういう前を向いた一步は進んでいますけれども、では一步管をつなぐとなると、幾ら補助金があるとしても非常に難しいところであるなということは認識しています。とはいえ、これから先々の将来にわたっても、安定的に水道を供給させるために、今私たちができるのは何が一番いいのかということ、コンサルテーションを受けながらしっかりと検討してまいります。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） これまでも何人かの議員が同じ水道について質問をしてきたと思います。町長言われるように、ぜひとも南部町だけで守れるのか、安い水道料金にこしたことはない、そこを維持するにはどういう方法が考えられるのかっていうところをしっかりと御検討いただきまして、何とか維持していただきますようお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 以上で、5番、荊尾芳之君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を取りたいと思いますが、再開を14時30分といたします。

午後2時06分休憩

午後2時30分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、2番、井原啓明君の質問を許します。

井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 2番、井原啓明です。一般質問をさせていただきます。

まず質問事項1つ目は、災害時における公助と共助の在り方について問います。質問の趣旨は、令和8年1月6日発生 of 震度5弱の地震により、改めて広域災害時の災害弱者支援の必要性を痛感しました。25年前の鳥取西部地震では、1か月の断水が、今回は1週間で回復し、前回の教訓が生かされたとの評価もありますが、地震に対して脆弱なインフラの存在を現実として捉え、西部市町村国土強靱化計画、南部町地域防災計画及び南部町地域福祉推進計画等を見直す必要があると思います。災害時に誰一人取り残すことなく安全を確保することは、公助としての町の責務です。しかし、いざ災害が発生した場合、120名程度の町職員体制でどれだけ防災対策に従事できるかは甚だ疑問です。やはり、そこには共助としての地域振興協議会を中心とした自主防災組織との連携が必須であると思います。地震発生翌々日から天萬庁舎における災害ボランティアに参加した経験から、今後のより甚大な自然災害に対して備える立場で質問します。

質問の要旨です。1番目、南部町地域防災計画及び南部町地域福祉計画等を見直す必要性について問います。

2番、南部町地域防災計画における役場（公助）と地域振興協議会・集落（共助）の関係について具体的な記載内容を問います。

3番、今回の地震災害において、災害対策本部と地域振興協議会の具体的な連携活動を問います。

4番、今回の地震災害において、社会福祉協議会との具体的な連携活動を問います。

5番、災害対策基本法第42条の2で定義づけられている地区防災計画の策定について、地域の自主的な取組として、啓発、指導していく考えはないか問います。

6番、南部町福祉推進計画における防災と福祉の連携について、地域で安心して暮らせる基盤づくりの今後の具体的な方向性を問います。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、井原議員の、災害時における公助と共助の在り方について問うの御質問にお答えしてまいりたいと思います。6項目の御質問を頂戴いたしました。

初めに、南部町地域防災計画及び南部町地域福祉推進計画を見直す必要性について問うからお答えしてまいります。南部町地域防災計画は災害対策基本法第42条に示される地域防災計画を作成し、毎年、検討を加えて必要があるときはこれを修正しなければならないと示されています。

本町では、毎年、防災会議を開催して、県、地域防災計画などの修正などを踏まえ、上位計画に合わせて計画を修正や見直しをしてるところでございます。毎年のように発生する災害で、部分修正や防災気象情報などの変更、災害対策基本法一部改正など、今後は住民の安心・安全のため必要な計画を本年は2月24日に防災会議を開催し、指定緊急避難場所の指定など、必要な見直しを行いました。

次に、地域福祉推進計画の見直しについてでございますが、地域福祉推進計画は地域の福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取組を体系的に整理するとともに、地域住民やボランティア等による自主的、自発的な活動を位置づけてるものでございます。この地域福祉推進計画は令和3年度からの5年間の計画期間で取組を推進してまいりましたが、来年度から第2期計画の策定に向け、本年度1年をかけて見直し作業を行いました。この計画は地域住民や各種団体、ボランティア、事業者、社会福祉協議会、行政などが連携、共同し、つながり合い・支え合いのまちづくりの実現を目指したものです。自助・互助・共助・公助をバランスよく機能するネットワークを構築し、地域の福祉力を高めていくことが大きな狙いでもあります。現在の取組は言わばつながりの土台づくりの過程であると捉えています。地域に根づいた活動が着実に定着してこそ実効性を持つものと考えております。今般の見直しにおいては、基本目標などは変更せず、これまでの取組を拡充し、地域福祉への関心と参加を広げていくことを重視いたしました。こうした取組の積み重ねが平時の支え合いの強化につながり地域の防災力向上にもつながるものと考えています。

次に、南部町地域防災計画における役場と地域振興協議会、集落の関係について具体的な記載内容を問う等についてお答えいたします。南部町地域防災計画では、防災に関する基本方針の中で、災害に強い人づくりを重点項目として、各地域振興協議会や自主防災組織に自助・共助能力の向上のための取組を推進することや、住民参加による地域防災力向上のために連携を図り、組織の育成を図ることとしています。また、災害時の情報収集、伝達体制では、町は区長等と連携するとともに、状況により各地域振興協議会に情報連絡員を派遣し、災害対策本部が災害状況を把握するなど、役場と集落、地域振興協議会との関係について記載をしています。

次に、今回の地震災害について、災害対策本部と地域振興協議会の具体的な連携活動を問うについてお答えをします。今回の地震対応については、災害対策本部会議を午前9時及び午後4時に開催し、情報共有、対応方針の決定等を行ってまいりました。地震発生当時の災害対策本部会議から地域振興協議会の会長の皆様に、現地及びオンラインにて直接参画をいただきました。この災害対策本部会議を通じ、被害状況や避難所の開設状況、特に、住民生活に直結する給水体制

などの重要情報をリアルタイムで共有いたしました。各会長からは協議会ごとの状況や現場の切実な声を直接届けていただき、町的意思決定を行う上で極めて貴重な意見をいただいたところでございます。一方で発災直後の情報共有ルートの確立など行政側の対応において不十分であった点も厳粛に受け止めております。こうした反省を形骸化させないため、地震後に開催した地域振興協議会、会長・副会長会では、地震対応の振り返りを行い、今後の改善に向けた課題の洗い出しを行っております。浮き彫りになった課題を一つ一つ解消することで、今後の災害に備えてまいりたいと考えています。

次に、今回の地震災害において、社会福祉協議会との具体的な連携活動を問うについてお答えします。1月6日の地震発生以降、滝山水源地の水源が濁り、取水停止となったことから断水や飲料制限が発生いたしました。これを受け、1月7日以降、給水支援をはじめとする災害対応が必要となりました。特に高齢者や障がいのある避難行動要支援者の方々への給水支援や、地震によりお困りの方への相談対応を行うため、社会福祉協議会においてボランティアセンターを開設していただきました。ボランティアセンターは1月8日から30日まで開設され、登録者55名、延べ100名のボランティアの皆様に参加いただきました。また、社会福祉協議会には、1日2回開催した災害対策本部会議にオンラインで参加いただき、活動状況や今後の支援見通しについて、情報共有を図るなど緊密な連携の下、対応を行ったところです。

次に、災害対策基本法第42条の2で定義づけられている地区防災計画の策定について、地域の自主的な取組として、啓発・指導していく考えはないか問うについてお答えします。地区防災計画制度は平成26年3月に施行され、12年が経過します。目的は地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進するため、住民、事業者による自発的な防災活動により作成する地区防災計画制度で、東日本大震災等により公助の限界がきっかけとなりました。この計画作成は地域の自主的な取組が重要です。計画作成と連携して自助への備えで必要なマイ・タイムラインを検討し、事前防災の意識を高揚させながら段階的に行っていきたいと考えています。

最後に、南部町地域福祉推進計画における防災と福祉の連携について、地域で安心して暮らせる基盤づくりの今後の具体的な方向性を問うについてお答えをいたします。地域福祉推進計画では、地域で安心して暮らせる基盤づくりを基本目標4に定め、福祉事業所と地域が一体となり共生型社会の実現に向け取り組むこととしています。住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、新たな地域交通や移動手段の確保を進めるとともに、住民相互の助け合いや、災害時に支援を必要とする方への支援体制づくりの充実を目指すものでございます。今後の方向性としては地域と連携した災害時の対応体制づくりの支援を社会福祉協議会の役割とし、行政の支援の下、

地域と連携した防災に関する取組を進めています。具体的な取組として社会福祉協議会では、来年度に災害ボランティアセンター設置、運営訓練を計画されています。地域福祉の推進に向け、行政も訓練実施に向け支援を行い、地域で安心して暮らせる基盤づくりを目指してまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君の再質問を許します。

井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） それでは、再質問をします。今、町長のほうから地域防災計画及び地域福祉計画についての説明いただきましたけれども、現在、町のホームページに地域防災計画が載っているわけですが、先ほども内容については協議会で随時検討、見直しをしてるというのを、これはいつ改定っていうか、つくられたのが一番新しいものなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 防災監から、詳細を答弁させます。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。ホームページに掲載しております地域防災計画の状況ですが、こちらは昨年、令和7年3月の段階で防災会議を行い、最新の改定を行ったものを掲載しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 令和7年3月の改定だということです。その中でですけど、これは防災計画の第10節、その(4)番に、災害時要援護者避難対策推進指針を踏まえ、具体的な避難支援プランを早急に整備するとあるんですが、この支援体制の整備、プランの整備に努めるとあるが、これはいつ頃までにするお考えでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 防災監から答弁をいたします。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。第10節の災害時要援護者、避難行動要支援者の強化というところの4項目め、避難支援プランの策定というところだと思います。こちらの内容については、ここにありまして、災害時要援護者避難対策推進指針というのが、県のほうが出しておりますけども、この出された時期が平成17年に出されたものでございます。この内

容に関しまして現状と少し合わないところもあるんですが、その中で、その内容自体はほぼ内容的には変化はありません、ただ、避難勧告だとか、そういった今では使わないような用語も入っておりますので、こういったところは今後県と連携をしながら支援プランができるように準備を進めていこうと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 県のほうが平成17年に出されてから変わっていないんで、町の防災計画のこの支援体制の整備、プランの整備に努めるということも変わっていないと。県の出されることを見ながら変更を考えていきたいということでもよろしいんですね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。この防災計画は、国の防災計画から県の防災計画、そして地方の防災計画の一气通貫でつながってなければなりませんし、その中の連携の下で、よほどの特殊なことでない限りは、この中に書き込むのは非常に判断が難しくなるものだろうと考えています。したがって、一番の骨格部分をこの防災計画で組みつつ、この詳細にわたってはその中で、いろいろな具体例をつくりながら、福祉の問題であったり、緊急避難所の問題であったり、そのマニュアル的なところで対応していくのが肝要だろうと思っています。必要であれば町独自でもそれが可能なかどうかといったことも含めて、今後検討しますけれども、そういう在り方をこれまでずっとしてきました。年2回、地方関係機関等にもお集まりいただいて、警察や交通機関や総合事務所やその他の委員の皆さんに集まっていたいただいて審議いただく、その一番のベースになるのは、県に約半年間、南部町の計画の内容を点検いただいて、県や国との流れが間違いないかどうかというチェックをいただいた上で審議会にかけると、委員会にかけるという繰り返しをしています。この在り方がどうなのかといった議論もあるかもしれませんが、そういう流れになっておりますので御理解ください。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） はい。それでは、次に、2番目のことなんですけれども、南部町地域防災計画における役場、つまり公助と地域振興協議会、そして集落、この共助の関係についてですけれども、町としてはこの関係について具体的にこういうことをするというようなルールはできているのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 詳細について、防災監のほうから説明いたします。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。地域振興協議会と役場との関係というところですけども、地域振興協議会には南部町の防災部分ですね、やはり共助というところでは非常に重要な位置づけであると判断をしています。特に、現状の活動等を踏まえすと、例えば各地域振興協議会で防災士の皆さん等が活動していただいて、活躍していただいています。そういった中でやはり地域として地域コミュニティをしっかりとつくっていただくための一つの組織として、中間組織として、各集落からの情報等も集めていただきながら、例えば災害時に対応していただけるようなそういった形について我々のほうからはお願いをしておりますが、ただ、この内容について、地域防災計画のほうで具体的には記載しておりませんので、今後、そういった部分での修正が必要かと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） それでは、3番目ですけれども、今回の地震において災害対策本部と地域振興協議会の具体的な連携をお伺いしたんですが、町長、自助と共助の強化を基本的な考えとして情報収集等つながっていったところおっしゃいましたが、実際はどのような連携というか情報の共有とかされたのか、そしてやはり、こういう実際に起きた場合のルール化というものも必要じゃないかと思うんですけども、そのところはいかがでしょう。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。壇上で先ほど言いましたように、午前と午後の2回、会議を開き、その中で法勝寺地域振興協議会の会長または副会長は庁舎のほうに来ていただいたと記憶していますが、ほかの振興協議会長とはリモートで毎日2回行いました。私もよく記憶に残っているのは、各区長さんに、この情報はちゃんと伝わってるんだろうか、地域の中でお困りの人はいるかいなのか、または、ペットボトルはきちんと、当初は1回もらったら終わりだという具合に、後で我慢されてる人もおるんじゃないかといったことも心配になりましたので、そういう議論をしながら、振興協議会を中心に情報収集していただいたことが記憶によく残っております。ほかにも、例えば、ここの辺で困ってる人がおるけれども、これを何とか対応する方法はないかだとか、前回、2000年にはなかった情報システムを使いながら連携して意見を毎日2回、社会福祉協議会も含めながら情報共有できたことは有意義だったと思っています。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） それでは、4番の、今回の震災において社会福祉協議会との具体的な連携活動を問うということで、町長のほうからは、本部会議を行った、それからその中で協議会等の情報ルートの活用の不足があった、そこら辺を含めて改善をするというお話がありまし

たけれども、私もボランティアに1日でしたけども参加しました。先ほどの説明の中でもボランティアセンターの学習会だとかそういうものを今後進めていくということだったですけれども、災害ボランティアの対しての今後の研修だとか指導などは考えておられるでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。ボランティアセンターを立ち上げる業務というのが、社会福祉協議会に与えられた大きなミッションだと思います、災害時でございますけれども。2000年のときには、誰が立ち上げるのかも分からずに、うろうろしたことを覚えています。誰が一体、災害のボランティアセンターっていうのを立ち上げるのかっていうのは分からなかった。今回は、これまでの訓練や練習を通じてスムーズに立ち上げていただきました。しかし一方では、ふだんからのボランティアの皆さんが、まず地域の中でお元気な状態で余力のある方が集まって地域を支え合う、ここまでは簡単ですけれども、もっと大きな災害になった場合には、周辺地域、または県外、全国から大量の皆さんが、災害ボランティアとして来られます。その受付をすることと災害ニーズを掘り起こしてそこを結びつけるところがボランティアセンターの最大の仕事になるわけで、今回のやってることとは、また、全く違った仕事在那里に発生すると思います。

大災害になったときに備えて、ボランティアセンターの機能をどう生かしていくのかは、やはり先進の経験のある方に学ばなければいけないところもたくさんあると思いますので、そういう機会を社会福祉協議会と共に設置しながら、よく言われます非常備電源であったり、どこの場所にボランティアセンターをつくるのが効率的なのか、何か所か用意をしながら、電源やそれから場所、そういったものをきちんとつくること、それから住民との連携等も含めて、来年度、令和8年度からしっかりと訓練をしていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） よく分かりました。その中で一緒に聞けばよかったんですけども、ボランティアセンターの災害時ではなくて平時の活動というのは、例えば具体的にどうされるんですか。先ほども研修とか災害時の対応について事前に検討していくということがありましたけれども、平時の活動というものをちょっと教えていただけますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 防災監のほうから説明をいたします。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監です。社会福祉協議会が立ち上げるボランティアセンターでの平素の活動なんですけども、我々といたしましては、やはり平素から、いつ来るか分からない災

害に対しての対応について、例えば、スムーズにいかにもボランティアセンターを立ち上げていただけるか、設置していただけるかということなどを、これを研修するためにはやはり防災訓練しかないかなと考えています。したがって、来年度8年度の防災訓練も、社会福祉協議会さんのボランティアセンターの立ち上げを連携させながら、雨での災害、風水害での対応、そして地震での対応、様々、また立ち上げ方や場所が変わってきたり、あるいは支援する方も替わってくると思われますので、そういった部分をしっかりと連携しながら、我々も社会福祉協議会さんと共に災害時の対応をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） はい、分かりました。5番目についてですけれども、地区防災計画の策定について、地域の自主的な取組として、啓発・指導していく考えはないかということをお伺いしてお話を聞いたんですけれども、その地域住民や事業者による共助の防災活動に関する地方防災計画制度が法律化されたということがあるんですけれども、それを制度的、もしくは資金的に町として応援していく、そういう検討はされてるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。自主防災組織の育成であったり、そのようなことを取り決めながら予算化を進めたりをしてるとは思いますが、具体的には防災監のほうから、実務上のことについて御説明いたします。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。町長の答弁にもございましたとおり、この地区防災計画はもともと2011年の東日本大震災で津波の中、沿岸の町村が公助ができない、あるいは自治体としての活動ができないという中で、やはり地域コミュニティを中心として共助の部分で地区防災計画をつくっていかうという流れを一つのきっかけとしていると聞いています。その中で、この計画自体はやはりトップダウン型ではなくてボトムアップ型という、要するに住民の皆さんからあるいは地域の皆さんから上がっていく計画の一つであります。その計画をつくるに当たって、我々も様々なその相談等もいただければその地区防災計画の作成に御支援することもできますし、またその地区防災計画から例えば避難行動要支援者であったり個別避難計画をつくるような、そういった流れもこの地区防災計画の中では検討されていくものと聞いておりますので、今後、各地域振興協議会や各集落等でこの地区防災計画をとということであれば、我々としては協力をしてまいります。その計画ができましたら、最終的に地区・地域防災計画の中に枠組みとして入れて、先ほど井原議員からありましたとおり、支援の体制に入るか入らないかとい

う最終的な方向になるということを聞いておりますので、まずは、地域からそういった計画をつくるという流れが、声が上がってくるかというところを私としては確認をしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） はい、分かりました。次、6番についてですけれども、防災と福祉の連携ということで、地域で安心して暮らせる基盤づくりの今後の具体的な方向ということなんですけれども、私が去年の9月の議会で質問させてもらって、指定緊急避難場所の指定について質問して、国、県の法律っていうか条例では、これを決めるということになっていたけども、南部町の場合は決まっていなくても、それをいつまでに決められますかという質問をしたんですが、その後お答えがなかったんですけれども、3月2日の議会で、総務課から指定緊急避難場所の指定を求める陳情書の対応状況についての報告というのをいただきました。それで、突然出てきて、私も驚いたというかよかったなとは思ってるんですけども、避難場所、今まで決めてあった避難場所と指定緊急避難場所の表を作っていてよかったなと思っています。それで、これはまだ報告ということなんで、3月中に完了する見込みであるというふうに報告が 있습니다。私としてはこれがまとまったら、このA4判ではちょっと字が小さいんで、できればB4ではなくてA3判ぐらいの大きさのやつをいただいて、町民がよく見えるように、全戸配布は難しいかもしれませんが、町民の方に周知していただくようにしていただけたらなと思っています。

それでは、続いて質問の2番目に移らせていただきたいと思います。

質問事項は、災害時における避難行動の体制整備について問う。質問の趣旨、今回の地震による会見地区の断水に対しては、県内外から多くの人的、物的支援が届きました。しかし、給水場所に水をくみに来られない人、農業者トレーニングセンターにペットボトルの箱を取りに来られない人がたくさんおられることも事実です。今回のボランティアセンターであったプッシュ型で水を届けるサービスは、ニーズが出せない災害弱者に対して救いとなったと思います。一方、災害対策基本法及び南部町地域防災計画では、災害が発生し、また、災害が発生するおそれがある場合に、自らが避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を避難行動要支援者として本人の同意を得た上であらかじめ名簿を作成しておくことを規定し、避難支援等に携わる避難支援関係者に対しその名簿を提供し、避難支援・安否確認体制の整備を図るとなっている。さらに努力義務ではあるが、避難行動要支援者ごとに避難支援を実施するための計画、個別避難計画を作成することとしています。

質問要旨です。1番、避難行動要支援者について、自主防災組織や自治会の範囲ごとに把握しておくこととなっているが、整備状況を問います。

2、地域振興区ごとの避難行動要支援者の人数と人口比を問います。

3、個別避難計画の現在の作成数を問います。

4、避難行動要支援者の避難支援・安否確認体制の整備について現状を問います。

5、町は県が定めた災害時要援護者避難対策指針を踏まえ、具体的な避難支援プランを早急に整備するものとするがあるが、現在の整備状況を問います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、井原議員からの2点目の御質問であります、災害時における避難行動の体制について問うについて、5点の御質問を頂戴いたしました。

初めに避難行動要支援者について、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに把握しておくこととなっているが整備状況を問うについてお答えをいたします。避難行動要支援者については、災害対策基本法に基づき、地域振興協議会単位等で整備、把握しております。

次に、地域振興区ごとの避難行動要支援者の人数と人口比率を問うについてお答えをいたします。南部町内における避難行動要支援者数は全体で272人です。そのうち土砂災害特別警戒区域レッド、土砂災害警戒区域イエローの指定がある地域内に居住される個別避難計画作成の優先度が高い避難行動支援者数は105人でございます。地域振興区ごとの人数及び人口比は、後ほど防災監からお答えをいたします。

次に、個別避難計画の作成数を問うについてお答えをいたします。個別避難計画については、東町、西町、地域振興区を中心に10名の方を作成いたしました。

次に、避難行動要支援者の避難支援・安否確認体制の整備について現状を問うについてお答えします。避難行動要支援者の避難支援・安否確認体制については、町が作成、把握する支援者名簿は個人情報との関係から、災害時にしか情報提供ができず避難支援や安否確認などに遅れが発生するなど、現状では様々な課題があると考えています。まず、この課題解決に先立って、災害時の避難支援及び名簿の共有に関する条例、あくまでもこれは仮称でございますが、この制定を進めるよう検討をしています。さらに、一部の集落、地域振興協議会などで行われている黄色いタオルによる安否確認や、支え愛マップによる集落内の避難行動要支援者の避難支援などが全町で機能する体制づくりを検討してまいります。

最後に、町は県が定めた災害時要援護者避難対策指針を踏まえ、具体的な避難支援プランを早急に整備するものとするがあるが、整備状況を問うについてお答えします。この県が定めた災害

時要援護者避難対策指針は、鳥取県西部地震を契機に平成17年11月に見直された指針です。当時からの防災マニュアルなどの策定はできていません。そのため、現行の制度改正や個別避難計画などの位置づけなど、現状と内容が乖離している部分があると認識しています。今後は、県の最新の動向を踏まえ、本町の実情に即した避難・支援体制の整備を明文化していくなど、実効性あるプランの整備に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監です。私からは避難行動要支援者の全体数の振興区別の人数と人口比率についてお答えいたします。まず、土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内、レッド地域、イエロー地域と言われる土砂災害の区域を優先的にまず指定をしています。東町・西町地域振興区が21人、1.9%、天津振興区20人、1.1%、大国地域振興区12人、0.9%、法勝寺地域振興区17人、0.9%、南さいはく地域振興区18人、3.1%、手間振興区9人、0.4%、賀野地域振興区8人、0.8%です。こちらが土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の要支援者です。

続きまして、全体272人の内訳を報告いたします。まず、東町・西町地域振興区29人、2.7%、天津地域振興区43人、2.4%、大国地域振興区41人、3.0%、法勝寺地域振興区53人、2.9%、南さいはく地域振興区24人、4.1%、手間地域振興区60人、2.7%、賀野地域振興区22人、2.3%となっています。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君の本質問事項についての再質問を許します。

井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1番のところからですが、避難行動要支援者とは、具体的に町防災計画での定義というのは、簡単に言っていただくとどういうことなのかを教えてくださいたいと思います。

それから、その作成された名簿にはどのような情報が記載されているのかを教えてくださいたいと、2番目ですね。防災計画での定義、それから名簿にはどのような情報が記載されているか、それをお願いしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 担当課長のほうから説明させます。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。避難行動要支援者のまず定義でございますが、

高齢者、障がい者、乳幼児等の要支援者のうち必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなどの災害行動を取るのに必要な人です。まず詳細ですけれども、在住の方で要介護認定が3から5の方、身体障害者手帳1級または2級の方、療育手帳Aまたは、精神障害福祉手帳1級または2級のいずれかの交付を受けている方が該当となります。以上です。

○議員（2番 井原 啓明君） もう一つ、よろしくをお願いします。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 定義は分かりましたけれども、もう一つ、名簿にはどのような情報が記載されているのかを教えてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 担当課長のほうから説明させます。（「ちょっと、休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後3時23分休憩

午後3時23分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。この避難行動要支援者名簿の内容ですけれども、まず、氏名、年齢、住所等の基本情報のほか、介護情報。この介護情報というのは、要介護の何段階かという情報であったり、あるいは障がいのある方の状況を全て記入をした名簿となっています。したがって、身体障がいか、あるいは先ほども言いましたとおり、先ほどの項目で療育手帳あるいは精神障がいかという、そういった内容と、あと、それ以外の障がい内容があれば、そこを付加した一連の名簿となっています。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 分かりました。もう一つ、私自身もですけれども、避難行動要支援者ということについて、あまり分からなかったわけですけれども、この制度の町民の皆さんへの周知、啓発について行われていないように思うんですけれども、何かの方法で周知されてるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。この問題、非常にセンシティブな問題も含んでおりますので、

振興協議会と度々この議論をしています。それから民生委員の皆さんはこういう情報がなければ、ふだんの活動は、災害時の活動はできないという御意見もたくさんいただいておりますが、この個人情報共有することは現段階ではできません。それは個人情報保護条例に抵触するということになります。これを乗り越えるために米子市等が行っている条例制定によって、災害という目的を乗り越えるために使うんだといったことで、住民の皆様の同意、いわゆる議会での同意が必要だということを先ほど壇上でも申し上げました。十分な御審議をいただきながら、今回の災害の中でも現場で担っていただいた皆さんには、私どもが一時的に提供する情報ではいわゆる使い物にならないといった御意見もいただいております。実効性ある普及に災害の中で弱者と呼ばれる皆さんのまずは生命や健康を守るために全力を傾けなければいけない重要な点だと思いますので、ぜひ今後の議論に御参加いただきまして、南部町らしい成果を得たいと思っております。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） はい、分かりました。個人情報ということですが、この名簿、リスト、これは平時には社会福祉協議会には提示されるものですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 基本的な考え方について、防災監のほうから説明させます。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。災害対策基本法で示す災害時においてはこれらの名簿については提供はできますが、平時におきましては役場が保有する避難行動要支援者名簿及び一部作成をしております個別避難計画につきましては、提供のほうはできないという状況となっています。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 2番の振興区ごとの人数、人口比を教えてくださいました。

3番ですけれども、個別避難計画の作成についてですけれども、やはり内閣府の調査、これは令和7年4月現在ですけれども、全国で未作成の市町村が50市町村、3%なんだそうです。南部町はこの個別避難計画っていうのを作成していると言われましたですかね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 東西町の一部、東西町のみが作成済みだということを壇上から申し上げました。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） はい、分かりました。

続いて、4番ですけれども、避難行動要支援者の避難支援・安否確認体制の整備ってということで答えていただきましたけれども、要支援者名簿については、本人の同意があれば平時でも提供は可能となっています。それから、同意なしでは有事に限って提供が可能だということです。今回の地震ですけれども、災害ボランティアセンターの初動において、要支援者名簿が事前に配布されていなかったと聞いております。それで、私もボランティアに参加して水を取りに来た人を案内したりしたんですけれども、配布されていなかったので、プッシュ型の支援、つまり水を取りに来れない人のところまでお届けするというのに時間がかかったと聞きました。先ほど、町長の説明でも米子市は本人同意なしでも避難行動支援者に平時から情報提供可能となっていて、そういったところに災害時でなくてもそれが把握できるということを言われましたけれども、南部町としては本人の同意なしでも平時から情報を提供するということを検討することはできないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 壇上で先ほど申しましたように、検討をしてみたいです。ただ、情報が先ほども言ったように非常にセンシティブな問題をたくさん含んでいますので、他の既に行っている自治体との動向や問題点等も十分に吟味しながら、ぜひできるような方向で議会にまたお示ししたいと考えています。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） はい、分かりました。先ほどの説明でもありましたけれども、要支援を必要とする人が振興区ごとに人数とパーセントと教えていただきましたけれども、やはり西伯側でいえば南さいはく24名、4%ということで、やっぱり中山間の地域の方のほうが、何ていいますか、高齢者とかそういった支援が必要な人がたくさんいらっしゃるんだということがその数字で分かりました。

それで、5番目ですけれども、町は、県が定めた災害時要援護者避難対策指針を踏まえて、具体的な避難支援プランを早急に整備するものとすると思いますが、今現在の整備状況は整備を進めてるということでした。それで、この先ほど一番最初に言った町防災計画、これページ4(4)の避難支援プランの策定の中で、災害時における避難行動要支援者名簿の提供の記載がないですけれども、これはどうしてか教えていただけますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 防災監から答弁をさせます。

○防災監（田中 光弘君） すみません、もう一度、質問をお願いします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 3 時 3 5 分休憩

午後 3 時 3 6 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。避難行動要支援者名簿の提供に関しましては、先ほども説明がございましたとおり、災害時でなければ提供ができないというところもございまして、まだこのプランの中では、まだこのプラン自体も町としてつくっておりませんので、そういったところも含めて、今後新たな条例をつくりながら今後の体制を考えていこうと考えています。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2 番 井原 啓明君） 分かりました、よろしくお願いします。

最後になりますけれども、これ 3 月 3 日の日本海新聞なんですけれども、この中に、その中の記事の中に南部町の記事がありまして、町民や振興協議会から防災に関する町への意見や質問が文章で、去年、天津振興協議会やそれから地区の方から町に対して質問があったことに対して、答えがないのに、この記事を見ると災害発生時に一時的に身を守る指定緊急避難場所を 16 から 92 か所程度へ増やす防災計画の改定や、避難行動要支援者の名簿の平常時の外部提供に関する条例の制定も検討してるという記事が載っています。去年、町民の方から町に対して直接文章で問合せがあったと思いますけれども、それに答えてまだもらっていないのに、新聞記事に出るっていうのはどういうことだろうかということが私に質問されました。それについて、町長、お答えをお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議会に対しても要請をされていますし、町に対しても要望されていますので、それに答える形で適切にこれ法で整備されたところの数が足りないという御意見でしたので、本来は私はこの手法は正しくないと思っています。しかし、法を曲げてまで行政がその状態を続けるというのは、住民の皆様から要望があって、私もよくよく考えました。この中で、これまでの答弁しましたように、どこに避難をするのかというのは、行政も出かけていきますけれども、やはり地域の皆さんが一番よく御存じだと思います。私どもが水位を見

たり、そういうことをするよりも、これまでの議論があったように、雨が降ったときにはあすこの高台だとか、地震のときにはしっかりと地盤の広場のあるここがいいのではないかと、これはやはり地域の皆さんが議論をしてつかまえていただきたいと思い、これまでもずっと議論してきました。しかし地域の皆さんにとっては、なかなか狭隘の行き止まり線形の中の集落もこれまでもあります。私も昨年、あるところに行って、防火水槽の上に看板が立っていて、ここが緊急避難場所に指定した数少ない南部町の場所なんだと改めて思いました。住民の方々がそういう希望があるということであれば、できるかできないか分からないけれども、現実はどうか分からないけど、一度指定をして、そこに今度6月梅雨の時期と令和8年度2回予定をしています。まず、そこにきちっと逃げていただこうと。その中で、いや使い物にならんじゃないかということであれば、またこれは防災計画の中で見直せばいいんですけども、住民の議論をずっと待っていましたけども、できないという御意見も多々あって、それは行政がつくるべきだという意見と私は思いましたので、今回、防災監のほうでこれまでの議論を踏まえながら一方的につくりました。ぜひ、地域の皆さんの中でその場所を確認いただき、そして豪雨時にはどこなのか、地震時にはどこなのかをまず見ていただいて、いやそんなところに行かれんでだとか、雨が降るところに雨がっぱさして一晩中こぎゃんどこにおおだかや、といった現実というものをしっかりと見極めていただき、また私どもにお返しいただきたいと思っております。前回の2月に行いました防災会議で御承認いただいて、今、正式な状況につくりかけているとこだと思っています。また、提案いただきましたところには、正式な文書として出そうと思っております。議案の提案の中でマスコミに報道し、気分を害された住民の方がおられるのであればおわびしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） はい、分かりました。

最後になりますけれども、避難行動要支援者制度、これを整備し直したり検討を進めていく、これ大事なことなんですけども、これをしなくともってのはひどいんですが、広めなくても災害が発生しなければ問題はないわけです。しかし、この地球温暖化による気候変動、大雨災害やそれから特に日本の場合は地震、これが非常に多発する状況になっております。その中でやはりこの制度をきちっと備えておかなければならないと思いますので、それに対する町長のお考えを最後に聞きたいと思えます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今回の一般質問、最後に今御質問いただいておりますけども、全体を通して災害の御質問が非常に多かったと思っています。地球温暖化の影響も含めてか不安

定な気候、思わないときに思わない雨が降ったり、それから雪が降らないと思っていたら、どか雪が降ってそれも大変重たい雪が降るといったことも全国の中で起こっています。この地域の中でまだ比較的その影響を受けてない地域だと思っていますけれども、北海道の皆さんの話を聞くと、雪が降らなかったときにとんでもない雪が降ったり、漁師が魚が捕れなくて、もう仕事が無くなってしまったとか、そのような本当に悲鳴のような声も聞く昨今でございます。まずは、どうやれば地域の皆さんと協力し合いながら防災訓練ができるのかです。介護度4、5のおばあちゃんが在宅でいたときに、このおばあさんが今要支援のデータの中におったときに、誰がそれをどこに連れていくのかということを実際にやってみなければ、私ども空論で名簿を作っていたり、介護度だとか、障がいの度合いで作っていますけれども、正直、町長として非常に不安です。本当に厳しい方は、西伯病院ここにありますので、私どもの命を支えてくれる最後のとりでは病院だと思っていますので、私は院長に掛け合っても、管理者に掛け合っても病院に入院させてくれと言うつもりでいます。それは実際やってみなければ分からないわけです。しかし準備段取りが悪いと言われればそれまでですけども、なかなか地域の中で、じゃあやってみようという行動に移らないといったところを、私どもも力不足を痛切に感じているところでございます。今年も梅雨の時期を間近に控えましたが、豪雨に対する避難訓練、そして秋には地震の防災訓練、2回必ずこれからもやっていきますので、ぜひ地域を挙げて防災訓練参加いただくように、私どもも、もう一回仕切り直して、前回の1月の災害が非常にいい教訓だったということを改めて確認して整備の体制整備を図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で、2番、井原啓明君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） 4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。午前中の私の一般質問の中で不適切な発言がありました。削除をお願いいたします。もし、訂正で可能であるならば、15条の2によりというふうに訂正していただければ助かります。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後3時48分休憩

午後3時48分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 午前中の私の一般質問の中で、法律を盾に取りってという発言がありました。不適切な発言であったと思います。訂正をお願いいたします。15条の2によりというふうに訂正をお願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） ただいま、加藤学君より発言の訂正の申出がありました。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） では、問題の箇所は削除、訂正をさせていただきたいと思います。これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして、本日の日程の全部を終了いたしました。これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

明日6日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時48分散会
